

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

予算特別委員会会議録（２）（令和３年４定）			
日 時	令和3年12月 9日（木）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時15分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	松田委員長、中村（吉宏）副委員長、横尾・酒井・松岩・高木・ 中村（誠吾）・林下・高野各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、総務・財政・産業港湾・港湾担当・ 生活環境・福祉保険・こども未来・建設・教育各部長、保健所長 ほか関係理事者 （水道局長、病院局小樽市立病院事務部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

先日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した松田です。もとより微力ではありますが、副委員長共々、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、中村吉宏委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、横尾委員、高野委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせします。高橋龍委員が林下委員に、須貝委員が高木委員に、川畑委員が高野委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、共産党、公明党、立憲・市民連合の順といたします。

自民党。

○高木委員

◎運転免許証返納者に対する支援策について

先日、北海道新聞に限界集落の記事がありました。本市の高齢化率も40%を超えたと報道されておりました。これからは高齢者と共生をしていく社会を目指していかなければならないのではないかと考えています。

例えば、全国的に高齢者の交通事故は社会問題化していますし、高齢化先進地であれば先進的な取組が必要と考えられます。また、運転免許証の返納を拡充するためには、きっかけづくりも必要だと考えています。生活安全課で警察に返納数を調べていただきました。過去2年の数字でしかないのですが、65歳以上の返納数が令和2年度で410名、令和3年度は10月31日現在で346名と聞いております。

そこで、一つ伺いますが、いろいろ調べると各自治体で運転免許証の返納者にいろいろな補助を設けている自治体もあります。そこで、運転免許証の返納者への独自の交通費負担などは、本市として考えられていないのか、質問させていただきます。

○（生活環境）生活安全課長

運転免許証の自主返納者に特化したものではありませんが、本市では、市内の70歳以上の方にふれあいパスを実施しておりますので、運転免許証の返納者に対して新たな交通費負担をすることは難しいものと考えております。

運転免許証を自主返納される高齢者への支援につきましては、令和2年4月から本市を含む、さっぽろ連携中枢都市圏の市町村において、また、10月からは北海道において、それぞれ自主返納サポート制度を開始しております。これらの制度は65歳以上の方が運転経歴証明書を提示した場合に、配送料やタクシー乗車料金の割引のほか、商品・サービスの無料提供などの特典が受けられるというものであり、現在市内ではイオン小樽店、コープさっぽろ各店などで利用可能となっております。

これらの取組につきましては、本市のホームページ上でも紹介しておりますが、開始から間もないことでもありますので、さらなる周知を図ってまいりたいと考えております。

○高木委員

やはりふれあいパスもありますし、交通事業者独自で身体障害者割引等、社会貢献をしているということで、そこまで多くの補助金を出してくれというふうでもないのですが、ぜひ経済対策も兼ねて、検討していただくことを要望

させていただいて、私の質問を終わります。

○松岩委員

代表質問から引き続き伺います。

◎学校や公共施設等での面会交流について

まず一つ目が、学校や公共施設等での面会交流について伺います。

答弁の中で、面会交流については現時点では明言できないとのことでしたが、「個別の事案ごとに相談者に寄り添い、関係者が連携して支援することで、子供にとって最善の利益となるように努めてまいります。」と答弁されておりますので、基本的な考え方として子供の権利及び子の福祉向上のため、具体的な実施については明言できないものの、面会交流は市としても重要であると認識し、行政として促進させるために何らかの手法を実施していく、もしくはしなければならないという前提で考えているという理解で認識が共有できているか伺います。

○（こども未来）こども家庭課長

面会交流の基本的な考え方についてですが、現時点においては、面会交流についての様々な問題が見えてきたところであります。面会交流に関しての困り事を抱えている方に対しては個別の相談に対応し、子供のことを第一に考えた形での支援を行っていきたいと考えております。

○松岩委員

質問の答えになっていないような気がするのですが、私は、今言ったことの認識が共有できているかということ聞いたのですが、それは共有できているという理解でよろしいのでしょうか。もう一度伺います。

○（こども未来）こども家庭課長

はい、そのように押さえております。

○松岩委員

それを前提にということで話を進めますけれども、関連する事例においては、国においても各省庁、また都道府県や市町村においても各部署をたらい回しにされるという事案が発生しております。

本市は個別の事案ごとに相談者に寄り添い、関係者が連携し支援すると今も答弁されましたが、面会交流については本市ではどこの部署がそれを担当するのでしょうか。

また、同様に関係者と想定しているのは、具体的に何でしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

面会交流の部署と関係者についてですが、面会交流の相談内容については、一つの部署だけでは対応が難しいと考えております。まずは、こども未来部が相談の窓口となりますが、相談の内容に応じて生活環境部や福祉保険部、教育部などと連携を図り、対応してまいりたいと考えております。

○松岩委員

関係者の想定について答弁が漏れています。

○こども未来部長

ただいまの答弁は、松岩委員の質問は庁内の部署を想定しているのかなということで、答弁したのですが、関係者というのは、庁外も含めてということでよろしいのでしょうか。

○松岩委員

代表質問の本答弁の中で、関係者が連携して支援することというふうに市長が答弁されているのですが、この関係者とは何を示すのか。庁内なのか、庁外があればその庁外もお示してください。

○（こども未来）こども家庭課長

ここにおいては、庁内の関係者と捉えておりました。

○松岩委員

では少なくとも、個別の事案ごとに最終的にどの部署が担当するかは事案によるけれども、基本的には一元的にまずは、こども未来部として受けるという理解でよろしいですか。

○（こども未来）こども家庭課長

はい。まずは、こども未来部が受けて、その内容によって関係機関と連携しながらというふうに考えておりますので、こども未来部でよいと思います。

○松岩委員

こういったことも一つ一つ確認をしていきたいと思います。

それから、本答弁の中で市役所庁内で勉強会をされたということですがけれども、参加者、内容、回数など、分かる範囲、答えられる範囲で具体的にお示しいただきたいと思います。

○（こども未来）こども家庭課長

庁内勉強会についてですが、こども未来部こども家庭課、こども福祉課、生活環境部戸籍住民課、男女共同参画課、福祉保険部福祉総合相談室、教育部学校教育支援室が集まり、面会交流に関する現状や課題の共有を行ったところです。

回数は、1回になります。

日にちは、11月8日になります。

○松岩委員

11月8日というのは、今年ですか。昨年ですか。

○（こども未来）こども家庭課長

今年の11月8日になります。

○松岩委員

全く情報がないというところから、勉強会をされて少しはそういったところで庁内の共有を図っていただいたということで、関係者の方々からしてみると、本当に大きな一歩だったと感想をいただいております。

それから、勉強会を通して、実際に学校や公共施設での面会交流を望む不条理な立場にある当事者の方々、この当事者とは、親も、子も含めますけれども、その気持ちを本市はどのように理解したのでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

不条理な立場にある当事者の方の気持ちについてですが、望む形での面会交流が行われない不条理な立場に置かれている場合があることを勉強会の中で改めて認識するとともに、精神的な苦痛や不安を抱えていることを理解いたしました。

○松岩委員

それから、先進自治体として勉強会でも取り上げられたことと思いますけれども、静岡県藤枝市が学校施設等での面会交流を行っております。その概要についてお示してください。

○（こども未来）こども家庭課長

藤枝市が行っている学校施設等での面会交流についてですが、小・中学校における面会交流は、裁判所または両親の合意書面等により現実の面会交流が認められていない場合や子供に悪影響を及ぼす場合以外は離婚後に親権を喪失していても、小・中学校の施設管理権を侵害しない範囲で可能としています。

しかしながら、職員の業務や勤務時間を考慮し、事前に学校と打合せの上、会議室等で行うとしております。

また、市立保育所においても同様の運用となっております。

○松岩委員

この藤枝市の取組について、本市の所感をお聞かせください。

○（こども未来）こども家庭課長

藤枝市の取組についての本市の所感についてですが、他の自治体ではなかなか行われていない取組であり、今後、運用していく中で見えてくる課題等に注意してまいりたいと考えております。

○松岩委員

そこで、これは藤枝モデルとも言われるのですけれども、具体的に藤枝市の取組・運用を本市でそっくりそのまま導入しようと考えた場合、これは例えばの話になりますが、本市の場合、何が課題になるか。また、何が解決されれば、藤枝市の運用が小樽市においても実現されやすくなるか。各所管によって見解が違えば、各所管ごとにお答えいただき、統一の見解があれば、どこかで代表して御答弁をお願いします。

○（こども未来）こども家庭課長

本市で同様の運用とした場合の課題と解決策についてですが、市の見解として面会交流は子供にとってよりよい形で行われることを第一に考えていかなくてはならないと考えております。学校等で面会交流を行う場合、子供の安心・安全をどのように確保するのかといった課題や、複雑な家庭の事情を学校や友人に知られたくないと思っている子供もいることが考えられ、教師や友人がいる学校等での面会交流を子供がどのように受け止めているかなどの課題があると考えております。子供の年齢など個々の状況に合わせて課題も変化するものであり、その対応については子供のことを最優先として個別に判断していかなければならないと考えております。

○松岩委員

面会交流の支援には幾つか種類があると言われております。子供の受渡しに関する支援、面会交流の場に付き添う支援、双方の親に連絡を取り、日時・場所等の調整を行う支援、企画やイベントへの参加を促す支援、学校や公共施設、商業施設を含め、面会交流の場を提供する支援などがあります。これも先進自治体の例ですけれども、兵庫県明石市では親子交流サポート事業として、広く面会交流を促進させるために、相談窓口を設けて施策の展開を行っております。ここでは具体的に何か面会交流というのはなくて、広く相談を受けるということで、明石市に相談をしてくださいと促しているということです。

慎重な検討や研究、情報収集はもちろん大変重要なのですけれども、この問題については時間の経過が非常に大きな課題としてありまして、時間がたてばたつほど片親疎外の影響だとか、そういったものも大きくなりますし、心理的・精神的な負担も増えていきます。また、新しい当事者が生まれたときに、同じ課題に直面することになります。なので早急に何らかの手を打たなければならないということなのですけれども、本市では具体的にこれらを勉強会でどのように捉えて、何らかの実現可能性について検討されたのか。また、今後どのようにされる予定か伺います。

○（こども未来）次長

勉強会での大前提は、面会交流は子供のためのものであるということでした。勉強会では、子供を取り巻く環境は様々で、個別の事案ごとに対応すべき課題が違うため、子供の意向に寄り添いながらも慎重に進めていかなければならないという目線が重要であるということなども話し合いました。

今後も相談対応の事案などを共有しながら庁内で理解を深めていく。そのためにも今後とも勉強会を随時継続して開催していくこととしております。このような積み重ねをもって、子供にとって最善の利益につながるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○松岩委員

今回の予算特別委員会においてはこの程度にしたいと思っております。また次回以降、引き続きよろしく願いいたします。

◎虚偽DVによる支援措置について

二つ目が虚偽DVによる支援措置についてです。

まず確認ですけれども、支援措置とは法律で定められたものではなく、住民基本台帳事務処理要領に従った運用というものでよろしいでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

支援措置の事務処理については、住民基本台帳事務処理要領に基づいて行っております。法の根拠といたしましては、住民基本台帳法によるものになります。

○松岩委員

それから、支援措置は本来DV被害者を加害者から保護するための制度であります。DV被害者の申出から支援措置の決定までに最短でどのくらいの時間、日数がかかるのかお示してください。

○（生活環境）戸籍住民課長

相談機関が本市の男女共同参画課であり、相談機関への相談内容について明らかに支援が必要と判断できる内容のときは、およそ半日で決定している例があります。

○松岩委員

DV等支援措置の決定における事実確認については、DV相談窓口相談された方の相談内容について、できる限りの事実確認を行うと本答弁がありましたが、捜査権やその能力を有しない本市がどの程度、客観的な確認を行い、何をもって申出書に意見を付すのでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

DV相談を受けるに当たっては、相談者との信頼関係をしっかりと構築することが最初のステップになることから、相談者の話を疑ったり非難することはせず、話を丁寧に聞いて問題を整理し、解決に向けて助言を行っております。

相談の際は、過去の相談歴等を聞き取り、必要があれば関係機関へ確認するほか、相談者が受けた暴力等について記録を残している場合はそれを確認するとともに、加害者とされる方が相談者の居場所を知っているか、住所を探索する目的で住民基本台帳上の請求を行うおそれがあるかなどの確認をして支援措置の必要性について判断し、意見を記載します。

○松岩委員

ここを掘り下げると時間が足りないので、一旦この程度にします。

それから、支援措置が決定された旨の書類が申出者に対して通知されますが、今回資料要求していますので、その内容についてお示してください。

○（生活環境）戸籍住民課長

委員のお手元にお示ししておりますけれども、住民基本台帳事務における支援措置決定通知書という書式で、その内容につきましては、支援申出者の氏名、住所等、併せて支援する者の氏名等、申出内容、支援内容、支援期間、支援に際しての注意事項となっております。

なお、申出内容として、支援措置申出書のうち、こちらを添付しています。

○松岩委員

これが国の要綱にある支援措置をしてほしいと市にお願いするときの申出書。ここにいろいろと、なぜ申出が必要なのかということを書くのですけれども、これを一旦市に出すと。こちらが市の様式になりますけれども、支援措置が決定されたら、支援措置の申出について決定をしたということと、最初に市に提出した支援措置の申出書の写しがセットで申出者に渡されると。この2枚をもって申出者の方が親権訴訟だとか、様々な場面でこれを自分はDVの被害を受けたのだということで、本当だったらそれはそれでいいのですけれども、虚偽だった場合にもう一方の方が不利な状況、立場になってしまうということで、ある種悪用されているのがこの文書であります。

それで、戸籍住民課では支援措置の決定に当たり、必要に応じて相談機関に確認を行うということでしたが、市

役所内でDV等支援措置の決定が完結することがあるのかお示してください。

○（生活環境）戸籍住民課長

相談機関が男女共同参画課である場合は、市役所内で完結いたします。

○松岩委員

一般的には裁判所や警察、病院とかも絡んでくることなのですけれども、市役所内でも完結することが今分かりました。

それから、虚偽のDV相談や、それに基づく申出をした場合に罰則がないと答弁されておりましたけれども、そう断言できる理由をお示してください。

○（生活環境）男女共同参画課長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆるDV防止法では、保護命令に違反した者に対する罰則と保護命令の申立の際、虚偽の記載のある申立書により申立をした者に対する罰則が規定されておりますが、虚偽のDV相談やそれに基づく支援措置の申出をした場合についての規定はありません。

○松岩委員

一般的な業務妨害だとか、文書偽造、あと軽犯罪法など、そういったほかの法律に照らしても、こういった虚偽相談だとか虚偽の申出は罰則に当たらないのでしょうか。

○（総務）浅井主幹

今お話がありました刑法の適用については、検察庁や裁判所が判断するものでありますので、断定的なことは申し上げられませんが、顧問弁護士に照会しましたところ、例えば今お話のありました虚偽DVについての文書偽造については私文書偽造ということになるかと思いますが、この罪が適用されるのは、他人が本人に成り済まして記載したときでございますので、今回の本人が虚偽のDVの申出ということでは、これは当たらないというふう聞いております。

また、業務妨害については、威力を使っているわけではないので、偽計業務妨害ということになるかと思いますが、これについても一般的には当たらないという見解をいただいております。というのも、まずDV相談という中で、結局その相談に費やした時間で、市役所がほかの業務ができなくなったということが、業務妨害という形になると思うのですけれども、そういった相談業務を行っている中で、市役所が被害者という立ち位置に立てるかということと、あとはその業務においても権力的な業務については、これは公務執行妨害の適用だということと、そうではない非権力的な業務、DV相談などはこれに当たるかとは思いますが、支援措置についてはやはり権力的な作用があるので、それは公務執行妨害になりまして、公務執行妨害だと暴力または脅迫を用いてというのが前提になりますので、そういった点で見解をいただいております。

○松岩委員

にわかには信じられないですが、刑の量定がそうということなので、次に行きます。

それから、国が示す要領に従っているの、市に責任はないという答弁なのですけれども、支援措置は市の権限において決定しております。市が事実誤認、事実確認を誤った結果、決定したものについて法律等で免責になっているのでしょうか。それとも責任がないというのは、本市の見解でしょうか。お答えをお願いします。

○（生活環境）戸籍住民課長

支援措置の決定につきましては、事務処理要領に基づいて行っているものであり、申出者や相談機関の意見を基に決定しておりますので、そこに市の責任は生じないと認識しております。

○松岩委員

ひとまずは分かりました。

それから、虚偽の申出による支援措置の無効については、判例で市に重大明白な瑕疵がなければならないとあり

ますが、ここで言う重大明白な瑕疵とはどういったものが想定されるのでしょうか。

○(生活環境)戸籍住民課長

例えば、同姓同名の他人を間違えて加害者とし、支援措置を決定した場合などが考えられます。

○松岩委員

DV支援措置については、今、全国的にも裁判が行われている最中でありますので、そういったものの判決等も踏まえて、今後の議会議論をしていきたいと思います。

◎保育所及び学校における保護者の取扱いについて

それから最後ですけれども、保育所及び学校における保護者の取扱いについて。

こちらでも代表質問で伺いましたけれども、市・学校・保育所が統一であればいいのですが、それぞれが考える保護者の取扱いについてお示してください。

○(こども未来)子育て支援課長

例えば、子ども・子育て支援法の定義では、「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者」となっておりまして、それを受けて保育所の利用申込などの手続の際には、実際に一緒に住んでいる方、監護している方が母親なのか、または祖父なのか、祖母なのか、そういった状況をお聞きして、その方を保護者として取り扱っている状況です。

○松岩委員

ということは、監護親であるというのが、保護者という理解にあたるのかと思うのですけれども、それはどうですか。

○(こども未来)子育て支援課長

今、私がお話した利用申込の手続においては、監護親が保護者ということで取扱いをしております。

○松岩委員

監護親は、必ずしも親権者ではないので、あくまでも市における保護者は、監護親であるということが今分かりました。

それから、個々の事情をお伺いした上で、ケース・バイ・ケースに対応するという事柄なのですが、個々の事情はどこが窓口になって、誰がどのようにどの程度事情を把握するのでしょうか。

○(こども未来)子育て支援課長

窓口はどこか1か所ということではございませんで、例えば学校現場であれば教育委員会ですし、保育所などであればこども未来部に対応しているのが実情です。

兄弟で学校と保育所にいるですとか、各部署にまたがるような事例ですと、当然、関係部署で連携して、情報を共有して対応しているところです。

○松岩委員

少し同じような質問になりますけれども、個別の事案ごとに慎重に判断とは、何を、どのように慎重に判断されるのでしょうか。

○(こども未来)子育て支援課長

その事案ごとに、親権がどうなっているのかですとか、それらの事実の認定だとか把握ははっきりできない状況でございますので、まずはその保護者となっている方のお話をよくお聞きします。何をという部分では、保護者の取扱いですとか、施設における子供への対応などをその父親、母親の協議の状況ですとか、裁判などをやっていればその審判の状況などの個別の状況をお聞きして、先ほどお話ししたとおり兄弟で学校、保育所などにまたがっているケースもあると思いますので、そういった事例については教育委員会、こども未来部など関係部署間で情報共有、連携して相談に当たっていくというところです。

○松岩委員

少ししつこいことを聞きますけれども、今、保護者に確認と言いましたが、保護者と言うと、三つ前の質問で監護親ということだったので、非監護親には事情は聞かないのですか。

○（こども未来）子育て支援課長

保護者となっている方ということでお答えしたのですけれども、実際に窓口に来ている、保育所に連れてきている、学校の相談に来ている方は、監護親の方だと思いますので、そういったこととなります。

○松岩委員

非監護親からも相談があった場合は、当然、聞くということでいいのですよね。

○（こども未来）子育て支援課長

当然、相談ですので非監護親の方からあった場合には、まずはお話をお聞きはします。

○松岩委員

それから、双方の意見を聞いても、行政に判断できる権限も能力もない中で、実際の混乱は学校現場だったり、保育の現場で起きると思うのですが、これについて市はどのように対応されるのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

私は保育所の担当ですので、保育所の事例で申し上げさせていただきますと、保育所では御両親が別れて、調停中で、親権が決定する前でも父親か母親のどちらかが子供を引き取って生活しているケースが多いと聞いております。双方の意見をお聞きしても、当然、我々には判断できる権限ですとか、そういったものもございませんけれども、先ほどお話ししたとおり、まずはお話を聞いて、繰り返しになりますが、必要な事例については関係部署と連携して情報共有して、対応していくことになるかと思えます。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

学校においても双方の意見を丁寧聞いて対応することになりますが、その際、適切な判断をすることが難しいことから、やはり学校においても関係部局と連携し、情報共有をしながら相談していくこととなります。

○中村（吉宏）委員

◎市内の看護師養成校について

昨日の一般質問からなのですが、看護師養成校について、今の枠組みで進めた場合に生じる看護師不足の課題について、本市は道や関係機関、関係機関というのが公益社団法人北海道看護協会とか、市外の看護師養成校、また、小樽市医師会や市内医療機関などと連携して取り組むということでありました。

さらに再質問で、その市内医療機関でも大きな医療法人と連携しないのかということについては、連携するのだという御答弁をいただいたところであります。

それはよいとして、小樽の看護専門学校の存続に向けた四者協議があると思えますけれども、その場においては市が事務局的な立場だと、中立的な立場で進めるということでした。本来でしたら四者協議の場でもそうですし、昨日御答弁いただいた小樽市看護学校検討協議会でもそうなのですが、市の実情とか市民の要望を踏まえた上で、小樽市としてこうするのだという、こうしてほしいという主張をやはりするべきなのではないかと思うわけです。この問題は本当に重要な問題であるため、市が主体的に進めることを、私は強く求めたいと思うのです。

そのため、関係者との協議も今後、市が主導して行ってほしいと思うのですけれども、この点について、見解をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○（保健所）次長

看護師養成校の存続に向けてということで、これまで小樽市看護学校検討協議会の中で検討を進めてまいりました。

まずは、市からも看護師養成校の存続が大きな目標になるということで、これに向けた話し合いをしてほしいという要望を出している、これに向かって進んでいるということは、変わりないというふうに思います。

それで、この協議会におきましても、それぞれの団体がそれぞれの役割をもって取組を進めているところでございますけれども、市としましては、例えば先ほどありました北海道との協議ですとか、調整、それと関係団体、関係機関との協議・調整、こういった行政として担うべき役割を積極的に担っていきたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

今の答弁の中で、そうなのです、学校の存続を大前提として課題提起しました。でも、それに向けての具体的な小樽市としてこうしてほしいという、学生のニーズや市民の要望など、細かなところまできっちり詰めて話ができただのかというと、今までの経緯はそうではなかったのではないかと私は思っているのです、こうしてずっと引きずって議会で質問しているわけなのです。

今、関係各所との調整というお話はありましたけれども、私が言っているのは、そういった機関からいろいろと意見を預かってきて、調整という個々別々の総体的な調整ではなくて、全体的なもののリードをしなければならないのではないですかということ認識を伺っているのですが、この点はいかがですか。

○（保健所）次長

当然、道との調整ですとか、関係機関との調整・協議という中には、意見を伺うですとか、そういった方向で進めるということを協議会の中に伝えていく役割があるというふうに思っています。

○中村（吉宏）委員

その協議会は、誰が主導で皆さんを集めて、誰が案を提示したりですとか、そういういわゆる主導的な役割を果たすと認識しているのですか。

○（保健所）次長

特にどこの団体がということではございません。市で事務局も併せて持っているわけですから、市で会議は進めますけれども、皆さんが持ち寄った意見をもって、その中でこういった方向で進められるかどうかということを協議した上で、方向性を決めていくという状況になります。

○中村（吉宏）委員

では、その協議の場で市の考え方としてはこうなのだと、あるいは市民の意見を受けて、議会からのいろいろな主張を受けて、こういうことが上がっているのだと。小樽市としてはこうしてほしいという主張は、保健所が所管ですけれども、保健所からその協議の場に持ち出すということ認識していいのですか。

○（保健所）次長

例えば今年の春ですが、小樽市医師会看護高等専修学校の卒業生の行き場がなくなるといったことの報道がされたり、問題視されたという件がありましたけれども、いろいろと事前に協議の場でそれも含めて協議はしていましたが、こういう意見があったので、もう一度協議をしていただけないかといったようなことを市から持ち出して、その協議の場に上げていただいたと。それで、方向性について再度協議をしたという経過もありますので、そういった形では対応しているというふうには考えております。

○中村（吉宏）委員

何か今のお話だと、例えば報道だとか、後づけで出てきたものが情報として市としての考え方みたいなお話のように受け止められるのですけれども、例えば道であれば、北海道としてのいろいろな考え方、あるいは法人とすれば法人としての考え方や利益も含めてそうですよという主張が、その場に出てくると思うのですが、小樽市民を含めたまちとしての意見や見解、思い、あるいは市長の考え方、政治姿勢も含めて、こういったものを伝えるのは、やはりその場では本市の担当の所管がやるべきことだと思うのですけれども、その辺の認識はいかがですか。

○（保健所）次長

今、委員からお話があったように、市の考え方などを、保健所が協議会の中に伝えていくということは当然しております。

○中村（吉宏）委員

であるのならば、このまちに看護学校が必要で、このまちの看護師の将来的な人員不足が予想されるのであれば、その解消に向けて議論する場なのですから、市が当然に主導していくという考え方でよろしいのですよね。

○（保健所）次長

看護師不足に向けての対応として、まずは看護師養成校を市内に存続させるという大きな目標に向かって進んでいるということで、これはもう最初に市長からも話があって、それを協議会に伝えて協議を続けている経過の内容になっておりますので、そういう意味では、市からの依頼を受けていただいて、協議を進めているという状況になっていると思います。

○中村（吉宏）委員

だから、大前提は先ほども申し上げましたけれども、看護学校の存続に向けて協議をしていくのだと。その姿勢は分かります。けれども、その協議を続けていった結果、従来のスキームがとある法人の方針でまた変更になり、その結果、学生の不足が予想されるという状況が生じてきているのではないですか。それで、これは小樽市のまちの中の問題になると思うのです。それに対して、何か他人事のような印象をすごく受けるのですけれども、そういうものがこれからも生じるかもしれない課題に向けて、小樽市がしっかりとそういった問題を事前に把握して対策しなければならぬのではないかと。そのために、主導的な役割を果たしてほしいということなのですけれども、いかがですか。

○（保健所）次長

中村吉宏委員がお話しになりたいのは、一般質問でもあったとおり3年間供給されない間の看護師不足ということに焦点が当たっているのかというふうには感じますけれども、その間の対応についても先日の一般質問で答弁させていただいた対応を取りながら対応をしていきたいというふうに考えております。ただ、その3年間だけではなくて、今後長期にわたって学校が存続していくことが市内の看護師不足に対応していく手段だというふうに、我々は考えているところです。

○中村（吉宏）委員

だから問題提起はしている。学校の存続、それから看護師不足に対する対応を解決したいのですと。問題提起はされているのです。そのために具体的な発案だったりとか、小樽市としてはこういう形がありがたいとか、予算はこれだけかかるかもしれない、ここの法人にはこれぐらいの負担がかかるかもしれない、でも、こうしたいのですというような方向性の議論があってしかるべきなのだ。いわゆる解決に向けてのものも含めてお話をすべきなのではないかと思うのですけれども、それはどうでしょうか。

○（保健所）次長

当然、協議会の中では、今、委員からあったようなお話をしているところです。

○中村（吉宏）委員

いずれにせよ、大きなまちの課題の解決に向けてということで、これからも注視していきますけれども、くれぐれもその辺をお願いしたいと思います。

それと、この問題に関連して、先日の報道でも取り上げられておりましたが、看護学校の校舎の移転の問題が出てきております。ウイングベイ小樽の周辺でウエルネスタウン計画が進んでおり、これとの関連もすごく注視しているのですけれども、これに関して、まずウイングベイ小樽周辺の地区計画の変更が、申請というか行われているやに聞こえておりますが、まず、この地区計画の変更とはどういうものなのか、説明をいただけますか。

○（建設）都市計画課長

ただいま中村吉宏委員から小樽築港駅周辺地区地区計画の変更についての御質問を伺いましたけれども、現在、提案者からこの地区についてウエルネスタウン構想の実現をするための都市計画の変更について相談がありまして、今その具体的な提案の内容については、提案書をもって本市で受理しているところでございます。

○中村（吉宏）委員

手続的には、ウイングベイ小樽側から提案があつて、地区変更をかけていくという流れは分かったのですが、そもそも前の地区がどういう地区の指定になっていて、これをどうやって変更するのかという話をお聞かせいただけますか。

○（建設）都市計画課長

今あるウイングベイ小樽の部分とJR小樽築港駅ですとか、済生会小樽病院など地域全体を含めて、小樽築港駅周辺地区地区計画というもので全体で約28ヘクタールの範囲が地区計画の範囲として都市計画決定されているところでございます。そのうちウイングベイ小樽のある建物の地区、パチンコ店から札幌側のJR小樽築港駅前北広場がございすけれども、あれと小樽港縦貫線と築港海岸通線という市道に挟まれた長方形の範囲が、商業レクリエーション地区という位置づけになっております。この商業レクリエーション地区では、地区計画の目標ですとか、土地利用に関する基本方針が定められておまして、この地区については臨海部に位置する大規模未利用地で都心部にも近接していることから、必要な公共施設を整備しつつ健全な土地の高度利用を目指した円滑な土地利用転換が望まれているということで、本市のまちづくりの重要拠点地として、親水アメニティ拠点と連携を図り、広域的な文化・交流・生活サービス機能に加え、公共性を持った緑地・にぎわいのある空間整備を行い、ウオーターフロントを生かした緑豊かでうるおいのある市街地の形成を目標としております。

そういった中で、商業レクリエーション地区については、広域からの集客に対応した商業、娯楽及び宿泊機能を中心としながら、併せて小樽の港湾商工都市としての歴史・文化・情報の発信の場として整備を図り、臨海部に位置することから小樽港マリーナとの一体性を持たせた小樽らしい親水空間の創出を図るとしているところでございます。これが現状の位置づけというか、整備の方針になっております。

それで今、委員からの御質問についてですけれども、小樽市としてはこの都市計画法に基づいた提案制度を活用して提案書を出されているところなのですが、この最終的な判断については、小樽市都市計画審議会に諮った上で、最終的に変更されるかどうかということは決まりますので、詳細について少しお答えできない部分があるのですが、そういった中で今、商業レクリエーション地区では建設できないような用途のものを建てたい、建設できるように変更を求められているところでございます。

○中村（吉宏）委員

どういう形の変更を加えるのだという、その変更の先は分からない、まだ教えられないのだということなのですね。

○（建設）都市計画課長

大変申し訳ございませんけれども、都市計画審議会に諮った上で、最終的なところに到達するので、今は少し御説明は控えさせていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いします。

○中村（吉宏）委員

では、総合的に1点まとめて聞きますけれども、進んでいるということでもいいのですね。

○（建設）都市計画課長

提案書を受審しまして、その内容について今精査を行って、今後、小樽市としてどのように都市計画法上の手続を進めるかどうかという判断をする、整理を行っているところでございますので、作業は進んでいるというふうに御理解していただければと思います。

○中村（吉宏）委員

最後少しまとめますけれども、まず1点、今のウェルネスタウン計画への校舎の移転についてなのですが、今出せないところもあるということなのですけれども、これについてはまだ株式会社小樽ベイシティ開発と学校法人がお話できていないのだということも報道で出されておりました。これについて、しっかりと協議の場を早急に立ち上げながら、どうしていくのかを進めていかないと、時間ばかりたってしまうので、これはまず、しっかりお願いしたいというところで、御答弁いただきたいのが1点。

そして、総合的になります。先ほどの協議会の課題もそうですけれども、お金の案件とかも以前から議会の中で資金が必要だ。でも、市の財政も難しいのだ、厳しいのだという中で、いろいろな金銭面の課題も生じているということなのです。

総合的な最後の質問ですけれども、これはもうオール小樽の案件だと思うのです。看護師の確保も、それから経済的な問題も、このウェルネスタウン計画との関連もそう。なので経済界等も含めたオール小樽的な発想で進めるという考え方はないのか。だから、先ほどから、その際に小樽市がリーダーシップを取らなければいけないのではないかという話もしているのですけれども、この2点について最後、御答弁いただきたいと思います。

○（保健所）次長

新たな学校の移転場所として、ウイングベイ小樽内への移転を候補地の一つとして協議会の中でもこれまで協議されてきているところです。

それで、ウイングベイ小樽の運営会社である株式会社小樽ベイシティ開発との交渉ですけれども、これまでなかなか外に出すこともできてはおりませんでした。今年の春以降に、私ですけれども、市と株式会社小樽ベイシティ開発で数度にわたり情報交換ですとか、相談はしてきております。今後についても、施設の改修ですとか家賃等の条件が重要になってくると思いますので、ここの部分については市が主導といいますか、市で株式会社小樽ベイシティ開発と当面交渉していきたいというふうを考えております。

それと、委員からオール小樽というお話がありましたけれども、協議会の中でも当初からこの看護師養成校の存続については、小樽市全体で支援が必要になるというふうな認識を皆さん持っております。これまで協議会の中では全体の方向性ですとか、特に来年4月の設置者変更といった話題が中心になってきましたけれども、今後については経済界も含めまして、幅広い分野の皆さんに協力をいただけるような体制の構築、この辺は市でしっかりとやっていかなければならないというふうには考えておりますので、その方向で進めたいというふう考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○酒井委員

◎議案第13号公の施設の指定管理者の指定について

それでは、議案第13号公の施設の指定管理者の指定について伺います。

今回の議案は、指定管理者選定のための公募を行ったことにより、当該企業を指定管理者として指定するものがありますが、どのような経緯で進められたかということでもあります。

なぜ、これまでそれぞれの施設で指定管理していたのに、今回から統一して行うようになったのか、経緯をお示

してください。

○（こども未来）放課後児童課長

今回から3児童館を一括した指定管理を行う経緯についてですが、現在いなきた児童館と塩谷児童センターはそれぞれ単独の指定管理で、こども未来部が所管し、とみおか児童館は総合福祉センターの事業として指定管理を行っており、福祉保険部が所管しております。

児童館、児童センターは、児童厚生施設であることから、総合福祉センターに含まれているとみおか児童館を分離して、いなきた児童館、塩谷児童センターと一緒にこども未来部が所管すべきとの考えを基に、統一的な運営を行うため、全館一括の指定管理としたものです。

○酒井委員

これまでではばらばらだったのだけでも、今回から統一をするということでもあります。

そこでお伺いしたいのは、こうした指定管理者を同じにするということについて、議会に考え方を示されたのはいつだったのか、お示ししていただけますでしょうか。

○（こども未来）放課後児童課長

議会に考えをお示しさせていただいたのは、今定例会における議案提出のときになります。

○酒井委員

これまでこのような決め方、言ってみれば議会に初めて出されて、その中で議決を下さいというような形でやってくるという考え方の示し方はあったのでしょうか。

○（財政）契約管財課長

小樽市いなきた児童館と小樽市塩谷児童センターは、もともと公募で指定管理者を選定しておりましたが、小樽市とみおか児童館を含む3館一括管理の検討のため、総合福祉センターの指定期間周期と同様にするため、前回のみ任意で選定したという経過がございます。

なお、小樽市公の施設指定管理者選考委員会において選定方法を決定し、公募受付期間を経て指定管理者候補者の選定を行い、第4回定例会に議案を提出し、議決をいただくという流れになってございます。

○酒井委員

こういったやり方は、やはり乱暴だと思うのです。当然、考え方が変わるということもあるわけですから、少なくともその前の議会あたりで担当する委員会の委員などにしっかり説明した上でやるのが、本来の姿ではないかと思っています。やはり乱暴だなと思います。

それでは、この公の施設とは一体、法律でどのように定義されているのか、お伺いいたします。

○（財政）契約管財課長

地方自治法第244条第1項において、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする。」と規定されております。

○酒井委員

説明されたとおりなのです。

それでは、福祉の増進ということですから、市民サービスが維持され、さらに向上されることが非常に大事だと思います。代表質問では、塩谷児童センターの行事については、維持されるというような御答弁がありました。ただ、一般質問で川畑議員の質問に対しては、できないものもあるというような答弁だったのです。

行事が全て行える担保はあるのでしょうか。

○（こども未来）放課後児童課長

担保はございませんが、事業者からの事業計画書において現在実施している事業は継続するとされておりますので、事業の確認は利用状況報告書などにより行っていきます。

また、毎年、次年度の事業計画書が提出されますので、その時点でも確認を行っていきます。変更を検討する場合には、現場職員や運営委員会でも意見を聞くほか、利用者である児童のニーズも十分に踏まえ、サービスの低下とならないことが原則であることを指定管理者にしっかりと伝えていきたいと考えております。

○酒井委員

担保がないのですよね。それだとやはり福祉の増進ではないと思うのです。結局営利を目的とするということだったら、もうからない行事はやらなくなる。それは他の自治体の例でもたくさんあります。他の自治体の別の業者では、次の年からもうこの行事はやらなくていいと業者が決めたのです。そこの館長はやるべきだと主張したのですけれども、雇い止めになってしまったと。こういう心配は本当はないのですよね。

○(こども未来)放課後児童課長

施設の管理運営に係る職員は指定管理者が雇用することとなりますので市が制限することはできませんが、新しい指定管理者は現在の職員を継続して雇用したいという意向を示しておりますので、現場職員の意見を聞いた運用を行っていくと考えております。

○酒井委員

継続して雇用するということでありますけれども、働く方の待遇についてです。これは、児童センター、児童館の話ではありませんけれども、放課後児童クラブ支援員でお伺いしたいと思うのです。

以前、指定されていた社会福祉協議会では、放課後児童クラブ支援員を有資格者で時給1,060円、無資格者で970円で募集されておりました。同じシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が行っている旭川市ではどうかと、少し調べてみたのです。そうしますと、有資格者で1,010円、無資格者で890円です。1,060円に対して1,010円、970円に対しては890円、このようになってしまえば、明らかに待遇の低下ですよ。いかがでしょうか。

○(こども未来)放課後児童課長

新しい指定管理者からは他市実績の給与設定ではなく、現在の職員にヒアリングを実施し、給料が下がることのないように雇用すると聞いておりますので、待遇の低下はないものを確認しております。

○酒井委員

今回の分では、それで構わないというのかもしれないですけども、そうした方々が退職してしまったら、また他市と同じような感じに低ほうに合わせることはならないとも限らない。将来、永続にわたって現在の雇用状況が新しい雇用者に適用されるかと言ったら、そういうふうにはならないだろうと思うのです。その点もやはり心配されるところであります。

いずれにいたしましても、利益追求が優先されて、公平公正な運営が担保されないと、利用者、市民の声が後回しにされる。こういった危険はどうしても起こってしまうわけなのです。保育や福祉、医療、教育ですとか、働き手の質が重要な分野の施設については、営利企業はふさわしくないということを述べて私からは終わります。

○高野委員

代表質問でもいろいろ伺ったのですけれども、その中で幾つか伺いたいと思います。

◎新型コロナワクチン接種について

まず、3回目の新型コロナワクチン接種についてなのですが、原則は8か月以上としても、前倒しできるように準備をしなければいけないのではないかと質問しました。答弁では、準備が整っているから厳しいのだと、何ができるか検討をしたいというような答弁だったと思います。そうはいつでも、原則8か月以上としても、感染状況だったり、例えばこれから国から一律で前倒しなどと言われた場合にも、しっかり情報収集して対応できるように準備はしていかなければいけないのではないかとと思うのですが、その点を伺いたいと思います。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

ワクチン追加接種の準備につきましては、6か月というお話もニュース、マスコミ報道では聞いておりますけれども、今後国が何らかの通知などを示す可能性が高いというふうには考えておりますので、これに基づきまして、医師会などの関係機関と相談の上、対応してまいりたいと考えております。

○高野委員

しっかり対応できるように準備はぜひお願いしたいと思います。

次に、転入してくる方が困ることのないように、3回目接種の場合も転入手続の際に連絡先を渡す必要性を求めたところ、答弁ではもうしていますということでした。

先月の議案説明のときに、チラシを配布していないというようなお話でありました。窓口での手続の際に、口頭で話して対応したいということでしたけれども、いつから戸籍住民課で連絡先を記載したこういうチラシ配布をするようになったのか、その点を伺いたいと思います。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

転入者の方へのチラシにつきましては、1回目、2回目、初回接種用につきましては、6月1日から戸籍住民課の窓口ですとか、あと各サービスセンターで対策本部が作ったチラシを配布していただいております。3回目につきましては、1回目、2回目のものに3回目のものを追加しまして、改訂したのですけれども、そのチラシにつきましては、12月6日から戸籍住民課の窓口で配布を始めていただきまして、同日駅前サービスセンター、7日からは塩谷サービスセンター、8日からは銭函サービスセンターでも配布しております。

○高野委員

本市に転入された接種したい方が安心して手続できるお知らせをするという形となって、まず安心しました。

◎学校の短縮授業について

次に、今年の5月から6月、そして8月から9月と2回にわたって感染対策として行われた小樽市内の小・中学校の短縮授業について伺いたいと思います。30分下校時間を早めることが感染対策に実効あるものか、どうだったのかと検証を含めて必要性を求めました。そのところ、教育長の答弁では、児童・生徒に影響を与えたけれども、感染が抑えられて一定の効果があつたと答弁されていましたが、一定の効果とは具体的にどういった効果があつたのか、その点を伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

30分下校時間を早め、校内に児童・生徒がとどまる時間を減らすことにより、緊急事態措置期間の間、学校内で感染が拡大した事例が見られなかったことから、一定の効果があつたものと考えております。

○高野委員

集団生活のそういう時間を少し短くしたから、効果があつたのではないかといったことであります。北海道教育庁の通知では、感染状況を踏まえながら、時差通学の実施の検討や1日の授業時間の削減の実施の検討が記載されています。これを基にいろいろ考えたのかと思うのですけれども、30分早く下校しなさいと記載等はありませんでした。市内の各学校に30分程度早く下校時間を促したのは、小樽市教育委員会としての独自の判断だということなのか、その点を伺いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

本市が緊急事態措置の特定措置区域に指定されたことで、各学校において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底する必要があることから、1日の授業時間の削減として授業カットや短縮授業等を求めた道教委の通知に基づき、市教委が決定いたしました。

○高野委員

同じく特定措置区域に指定された旭川市では、休み時間をあまり削らないで、6時間授業を5時間授業にするな

ど、通常授業をほとんど変更しないで対応して、夏季休業や長期間休みをしっかりと確保したという学校もありました。こうしたことから、本市もほかにもやり方があったのではないのかと考えるのですけれども、その点はどうか。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

1日の授業時間の削減や分散登校などを検討いたしました。児童・生徒の学びを保障するとともに、長期休業を短縮しなくてよいなど、児童・生徒にとって一番よい方法と考え、実施いたしました。

○高野委員

一番よい方法だったと思ったということでした。教育委員会として、子供たちの健康、また感染対策の一環として、今回短縮日課を行ったことを私は全否定するつもりはありません。いろいろ考えてやられたことなのだと思います。ただ、休み時間を削ったことで、子供たちの負担になってしまった。ふだんは楽しんで学校へ行っている子供も学校へ行きたくないと言われたりとかということがあったわけなのです。休み時間も必要な時間だと思うのです。次の授業の準備だったりとかもありますし、トイレもそうですけれども、必要な時間なわけですから、だからこそやはり今後同じことを繰り返さないためにもしっかりと検証して、次に生かしていただきたいと思うのですが、見解をお願いします。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

国や道の要請、本市の感染状況にもよりますが、児童・生徒の命を守る対策ですので、今後緊急事態宣言等が措置された際には、校長会とも意見交換をして、児童・生徒への影響ができるだけ少なくなるよう対策を講じてまいりたいと考えております。

○高野委員

ぜひお願いしたいと思います。

◎成人式の抗原検査について

次に、成人式における抗原検査の実施について伺いたいと思います。代表質問でいろいろと伺ってきたのですが、まず実施することになった理由について説明願います。

○（教育）生涯学習課長

検査を実施することになった理由なのですが、今後の感染状況が分からない中で、一生に一度の成人式を何とか開催したいという思いから、どのような対策を行うか検討いたしました。通常考えられる感染対策に加えて、抗原検査を実施することによって、もし陽性者がいれば、その人を参加させずに医療機関へつなぐことができるということもあって、感染のリスクを減らすためのことはできるだけ取組をしていこうということで参加者の抗原検査を実施することにいたしましたのでございます。

○高野委員

感染リスクを下げるために行ったということでありました。抗原検査は陰性証明にならないのではないのかということも聞きました。答弁では、はっきりとそういった答弁はなかったかと思いますが、教育委員会として陰性証明にはならないという認識なのか、その点を伺いたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

代表質問での教育長の答弁とも重複しますが、国から示されておりますワクチン・検査パッケージ制度要綱では、「無症状者に対する抗原定性検査は、確定診断としての使用は推奨されない」とされておりますので、陰性証明にはならないというふうに考えております。そのため、申請時には陰性の判定であっても、感染を否定するものではないので、体調管理には留意して、感染リスクを伴う行動は控えるように注意を促しております。ただ、先ほどの制度要綱の中でも、抗原検査はウイルス量が多い人を発見して、感染リスクを下げることができるという考えが示されておりますので、感染リスクを下げる効果は期待できるものというふうに私どもは考えております。

○高野委員

陰性証明にはならないと思うということでした。それで、保健所にも伺ってきました。抗原検査を行うことで陰性証明とする誤ったメッセージ発信につながるのではないかということについての見解を伺いました。ですが、それでも、感染防止対策として一定の効果があるのではないかというお話もあったのですが、私はこれが誤ったメッセージ発信につながるのではないかと思うのですけれども、もう一度保健所の見解を伺いたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

もし抗原検査の結果をもって、陰性証明になるとすれば、誤ったメッセージということになることもあるかもしれないのですけれども、ただ、お答えしたとおり、検査の結果をもって感染を否定するものではないということ、あと、ふだんからの感染対策を加えて必ずやるのが非常に大切になってきますので、ここを伝えることで誤ったメッセージということではないのかというふうに思っております。

○高野委員

感染対策はしっかりやらなければいけない、マスクですとか、手洗いなどはしっかりやらなければいけないと思うのです。ただ心配なのが、本質問でも新潟市の集団クラスターの事例を出しました。このクラスターの発生を事前に防ぐことはできたと思うのですけれども、なぜここで感染拡大につながってしまったのかというと、講師の方の周囲に陽性者が出ていたわけなのです。出ていたので、本来であれば、本当はレッスンすらできなかったけれども、市も抗原検査を何回かやって、陰性だったから大丈夫だろうというふうに判断してしまい、レッスンを行って、結果的に感染拡大してしまったということなのです。だから、そういうことが起きてしまうのではないかという心配が私はあるわけなのです。

これから成人式に参加される方で例えば陽性者の方と接触した方がいても、抗原検査があるから、陰性だったら大丈夫だろうというふうに安心材料になってしまうのではないかという心配があるのですけれども、保健所や教育委員会として、そういった心配はないという認識なのか、その辺はいかがでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

教育委員会から先にお話をさせていただきますけれども、参加者の安心材料になることというお話もありましたが、こちらは代表質問の答弁の繰り返しになるのですけれども、通常のいろいろな感染対策に加えて、式典前後の大人数での会食自粛の呼びかけですとか、来賓も含めた参加者数の抑制などの実施もすることに加えて、今回感染対策をより徹底するために、つまり参加者ですとか、御家族の安心材料を少しでも増やすために、抗原検査を実施したいということであります。

検査でも消毒でも100%の保障ができるものというのはどこにもありませんので、通常の対策に加えて抗原検査を実施することで、新成人には感染対策の意識を高めてもらうということにもなりますし、御家族も安心するというふうに思っておりますので、そのように可能な限りの対策を講じた上で、開催をしたいというふうに思っております。

○（保健所）健康増進課長

委員もおっしゃいましたけれども、いずれの検査の結果が陰性であっても、基本的な感染対策は本当に繰り返しやっていく必要がございますし、保健所としてもそのことを市民に周知してまいりたいというふうに考えております。

○高野委員

安心材料を増やすためにやるのだということも述べられていましたけれども、非常に心配だとは思いますが。国でも濃厚接触者とは、1メートル程度で15分か、マスクをしているとか、していないとかということがありますがけれども、濃厚接触者なのです。接触者で広くないわけですから。そういうことから考えても、接触した方でも自分は大丈夫なのではないかなと、検査をやって大丈夫なのではないかということで、安心材料になって、感染拡大につな

がらないのかというところは本当に心配されるところです。今後はこうしたことも考えて、しっかり対応していただきたいということを述べて、次の質問に行きたいと思います。

◎暖房費緊急支援事業について

暖房費緊急支援事業についてです。

まず、今回行う事業内容、そして対象者と支給額について、お知らせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

まず、今回の事業内容でございますが、灯油価格の高騰により、暖房費の一部として1世帯当たり8,000円を支給するものでございます。

対象世帯でございますが、令和3年12月1日現在市内に住所を有する市民税が非課税の世帯で、75歳以上のみで構成される高齢者世帯、児童扶養手当の全部支給を受けている独り親世帯、世帯主が重度心身障害者医療費受給者証を受けている障害者世帯、世帯主が特定疾患医療受給者証を受けている世帯となります。

ただし、令和3年12月1日時点における施設入所者、入院者及び生活保護受給世帯を除きます。

○高野委員

対象世帯のことも聞いたのですけれども、説明のときには市民税非課税世帯で、生活保護受給世帯、長期入院、施設入所者を除くということが説明されていたのですが、それでよいということなのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

今御説明したとおり、除くものにつきましては、令和3年12月1日現在で施設に入所している方、また入院されている方、それから生活保護受給世帯を除くということで規定してございます。

○高野委員

つい先日、申請書が届いた方から問合せがあったのです。その方は親が先月下旬から入院されていて、今月には退院できる見込みだそうです。市に対象になるかと問い合わせたところ、12月1日に入院していれば対象にならないと言われたそうなのですけれども、議会の中で、会派へ説明したときには、長期入院という言い方をされていたのです。長期入院は該当にならないという説明だったのですけれども、今は長期というふうな言い方はしていない。だから、長期でも短期でも関係なく、12月1日に1日でも入院していたら対象にならないということなのか。その辺を確認したいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

まず一定の基準を設けることといたしましたので、今回の基準は12月1日現在に入院しているかどうかということになりますので、12月1日現在に入院していれば対象外ということでございます。

○高野委員

そうであれば、何で説明のときに長期入院と言うのですか。変わったら、ほかの議員にもそうですけれども、長期入院ではなくて、12月1日に1日でも入院した方は対象にならないという説明が必要なのではないでしょうか。その点を伺いたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室久保主幹

会派説明をしたときには、確かに長期入院という言葉を使ってございました。長期入院の定義なのですが、何日入院した人が長期入院という定義がはっきりしていなかったものですから、制度を施行するに当たって、12月1日現在という仕切りをしたものでございます。

確かにその旨の追加説明は失念しておりました。大変申し訳ございません。

○高野委員

説明のときに長期入院と言っていたのです。だから、1日でも入院になったときには該当になる、ならないというふうな話だと話が違ってくるのです。長期入院ではないのですよね。それで、すみませんでしたと言われても少

し困るなどというのが正直なところですし、私自身も問合せがなかったら分からなかったことです。

だから、ほかの議員の方もいろいろと市民の方から問合せがあったときに、当然、説明するわけですから、本当に困ることだと思うのです。変更があったら、変更があった場合に、きちんと説明をしていただきたいと思います。しっかりやっていただきたいと思います。その点をお伺いしたいと思います。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

今御指摘のとおり、変更等があった場合は御説明したいと思います。

○福祉保険部長

ただいまの長期入院の関係ですけれども、当初、設定するときはそういう形でやっていこうということで整理されていましたが、いつ現在でどれくらいが長期かということもありまして、その後、整理をさせていただきました。そこで、ある程度、一定の基準を設けなければならないということで、12月1日現在に家にいない方ということで整理をさせていただきましたけれども、その点については各会派の皆様にご丁寧な御説明をできていなかったことにつきましては、深くおわびを申し上げるところでございます。本当に申し訳ございませんでした。

○高野委員

信じられないようなことなのですけれども、しっかりこういうことがないようにしていただきたいと思います。

それで、対象者の方なのですけれども、75歳以上の高齢者の方と障害者の方の2の方が同居していて、世帯分離をしている場合は、対象はどうなるのか、その辺はいかがですか。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

今の想定ですと、世帯分離ということでそれぞれが世帯主ということによろしいでしょうか。そういうことで御説明いたしますと、それぞれ75歳以上の方が1人で世帯主ということですので、これは対象になります。

それから、障害者の方が重度心身障害者医療費受給者証を交付されている世帯主であれば、該当となります。

○高野委員

ということは、本質問でお話しした90歳代の母親と75歳未満の障害者の2人暮らしの方が例えば世帯分離をしている場合は、1世帯8,000円なので1万6,000円の支給になっていたということなのか。その辺はどうでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

各世帯に8,000円ですので、その方には合計1万6,000円支給されることになります。

○高野委員

そうであれば、申請書を見ると、同居人の家族の欄も記載されているのですけれども、家族の欄に記載されている理由はなぜなのか。どうでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

同居人の欄は75歳以上の者で構成される世帯を確認するために設けているところでございます。

○高野委員

あくまでも確認のためだということでした。

今回の灯油の高騰を受けて、事業を行ったことは、本当に迅速に対応していただいて、大変評価しているところなのです。実際に市民の方からもよかったという喜びの声も聞いています。ただ、同時に、何で生活保護受給者の方が対象にならないのかという問合せも私のもとにも数件届いているところです。前回もしていなかったからというような答弁がございましたけれども、ほかの自治体でも、以前よりも今回は対象を広げて行っているというところもありますので、そこは理由にならないのではないかと思います。

暮らしが大変で、生活保護を受給しているというようなことを考えると、生活保護受給者も対象にすることの検討はされなかったのか。その辺はどうでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

まず生活保護受給世帯の関係ですが、本答弁でも答弁いたしました、いち早く暖房費を支援するために、前回と同様にしたもので、そういう検討はしてございません。

○高野委員

検討もしなかったということでした。どこかで線引きしなければいけないのは私も十分承知しているところです。いち早くというようなこともあったのですけれども、今、本当に灯油が100円を超えているというような状況が続いていますし、ストーブがあってもたけないというように困っている方も実際いらっしゃいます。今年度は考えないというような答弁もありましたけれども、令和4年第1回定例会の補正予算で検討することは本当にできないのか、そこを最後に伺って、質問を終わりたいと思います。

○福祉保険部長

生活保護受給世帯への拡大の関係なのですけれども、今回の暖房費緊急支援事業につきましては、コロナ禍が続いているということで、生活が苦しい。そしてまた、原油価格が高騰しているということで、特に北海道においては冬の暖房費、灯油代がかかるといったダブルパンチがあるということもありまして、緊急的にやるということです。では、どのようにやるかということで、前回、平成20年度に、やったときの対象とすることにしました。そのとき、対象者をどうするかということがございましたけれども、生活保護受給者につきましては、ほかの自治体でも対象にしているところが幾つかありますが、多くの自治体はやはり対象としておりません。

この考え方につきましては、生活保護受給者は、本当に最低生活なのですけれども、保障を受けていて、さらに、冬期間につきましては、暖房費の部分で経費を補填するというので、この原油高、灯油高に対応はしておりますが、冬季加算という形で幾らかの支援を受けているということがあります。生活保護受給者の方につきましては、また少し扱いは別になってきますけれども、何らかの支援を受けているため、今回はそういう支援を受けられていない方に支給をしたいということで対象の設定をさせていただいたということでございます。

この後、拡大するかどうかにつきましては、事業をやっておりますので、拡大は考えておりませんが、低所得の方につきましては、やはり支援が必要ということがあると思いますし、この後、国で、低所得の方への10万円の現金給付も予定されておりますので、そちらをできるだけ早く支給していく形で何とか支援をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時54分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○横尾委員

◎ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンについて

まずヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンについてお伺いいたします。

令和3年11月26日付で厚生労働省健康局長から、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応

について」という通知がなされました。この内容について少し紹介したいのですが、ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法で、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がヒトパピローマウイルスワクチン、HPVワクチン接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないということを踏まえて、平成25年6月14日に「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について」ということで、定期接種の対象者や保護者に対して、市長村長は、接種の積極的な勧奨とならないよう留意することとの対応を勧告されまして、そのような対応を取ってきたと思うのですが、それが最新の知見を踏まえて、改めてHPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたと。

また、HPVワクチンの積極的な勧奨を差し控えている状態については、引き続きHPVワクチンの安全性の評価を行っていくこと、接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の診療実態の継続的な把握や体制強化を行っていくこと、都道府県や地域の医療機関等の関係機関の連携を強化し地域の支援体制を充実させていくこと、HPVワクチンについての情報提供を充実させていくこと、などの今後の対応の方向性も踏まえつつ、今の積極的な勧奨をしないという状態を終了させることが妥当とされたことで、今回、平成25年の通知を廃止するという形になりました。

そういう状況になって、また市長村長宛に、厚生労働省健康局長から通知されたわけなのですが、このHPVワクチンの個別の勧奨については、基本的に令和4年4月から順次、市長村長がすることとなっているのですが、小樽市の対応についてどのようになっているのか、お聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

本市の対応といたしましては、令和3年11月26日の厚生労働省からの通知に基づきまして、適切に対応をしていく必要があるものというふうに考えております。本市におきましては、実は積極的な勧奨が中断された後も定期接種の枠組み自体は維持されておりましたので、定期接種の最初の年齢となる小学校6年生に個別の通知を継続して送っています。そういう状況の中で、令和4年度からは積極的な勧奨ということになりますので、この通知の中に一部例示もありますけれども、個別通知に予診票を同封して勧奨を行うですとか、あと、定期接種の最後の年齢となる高校1年生の対象者に向けては、高校1年生になったときに、再度通知を行って勧奨を行うというようなやり方を現在想定しているところでございます。

○横尾委員

それはいつ頃からやる予定か、もう一回確認させてください。

○（保健所）保健総務課長

令和4年度からというふうに考えております。

○横尾委員

今のお話であれば、具体的に小樽市は、どの対象者に来年度送ることになるかをもう一回確認させてください。

○（保健所）保健総務課長

定期接種の最初の年齢になる小学校6年生にまず通知をします。それと併せて、最後の年齢になる高校1年生の対象者に個別に通知をするということを考えています。

○横尾委員

それで、HPVワクチン接種の積極的な勧奨が一時差し控えされていて、小樽市としては令和4年度にそういった対象の方と、最後の対象の方に通知をすることになっているのですが、その間に今の高校1年生という部分に関しては、どういうふうになっていたのか確認させてもらっていいですか。今年度の高校1年生に対しては通知か何かをされているのかどうか確認させてください。

○（保健所）保健総務課長

昨年の11月に国から通知があったことを受けまして、今年の4月には高校1年生の年齢になる対象者に再度の通知を出しております。

○横尾委員

そのような形で進められてきたと思うのですが、どうしても一時的な差し控えて接種機会を逃してしまった、定期接種の年齢を超えた女性の方、女子の方もいると思うのですが、こういった方に積極的な接種機会を確保することをできないのかと思うのですが、小樽市ではそれをどのように考えているかお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

今回の厚生労働省からの通知にも示されているのですが、積極的勧奨を中断したことによって、定期接種の機会を逃した方への対応については、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で検討を始めたところというふうになっておりますので、ここでの決定を受けて、国から通知が来た段階で、その内容によってやはり対応を考えなければならぬので、それを踏まえて対応していきたいというふうに考えております。

○横尾委員

接種機会を逃してしまったという方もいますし、このワクチンは有効だともなっていますので、ぜひその辺は通知等が出ましたら迅速に対応していただきたいと思うのです。

保健所のホームページのHPVワクチンのページのところに、定期接種の無料対象者については、小樽市にお住まいの小学校6年生から高校1年生相当の女子と書いてあって、その後、赤字で、対象年齢を過ぎてからの接種は、任意接種となります。接種は合計3回だけれども、1回目を対象年齢中に接種して、2回目以降が対象年齢を過ぎた接種は、2回目以降は有料となりますので、御注意くださいと書いてあります。

これは、対象年齢である高校1年生のときに最初接種したとしても、年度をまたいで2回、3回と打たなければならぬですから、そういった接種をしななければならないのが分からなくて、1回目を受けたときは無料でした。でも、2回目、3回目のときに有料だったという方がいらっしゃって、結構お金も3万円から5万円くらい最終的にかかると聞いているのですが、結局こういった方への案内がなかった部分があって、そうやって受けてしまったという方がいらっしゃいますが、そういった方に対して、償還払いとかをして何とか救ってあげることは検討できないか確認させてください。

○（保健所）保健総務課長

無料で受けられる定期接種の期間を経過して、任意接種になってしまった場合ですけれども、先ほどの積極的勧奨の中断によって定期接種の期間を逃した方への対応との関係も生じてくるものですから、それが明らかになった段階で整理していく必要があるのかというふうに考えております。

○横尾委員

その段階もあると思うのですが、しっかりと対応も検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎公共施設の個別施設計画について

次に、公共施設の個別施設計画について質問をさせていただきます。

これは、代表質問でもさせていただきましたけれども、その確認となります。

まず本庁舎と総合体育館の案が今まで出されていて、本庁舎については水道局と保健所と統合するというような案が出ておりました。それで、総合体育館については、新・市民プールを併設するという案が出ていました。この三つの案は、新・市民プールの併設だとか、総合体育館と新・市民プールをそれぞれ単独で整備することも検討していたけれども、今回対象施設である総合体育館を再整備するという案はどこで検討されてきたのですかというお話をさせていただいたところ、答弁では既に公共施設等マネジメント検討委員会で検討されていたというお話があ

りました。

そこで確認なのですが、基本的に両方同時に進んだわけですが、本庁舎はほかの二つの施設と統合するか、しないかというところで、総合体育館は新・市民プールと併設するということで、ぱっと見ると同じ条件ではなくて、もう総合体育館と新・市民プールは併設のところまでしっかり検討されていたと捉えると、本庁舎の検討が実は遅れたのではないかというふうに、単純に考えると同時に進めたものが片方は併設まで考えている。片方は統合までいかないという話があったので、単純に言うと、本庁舎の検討が遅れていたのではないかと捉えられてしまうこともあると思うのですけれども、この辺についてはどうだったのでしょうか。お聞かせください。

○（総務）総務課長

市役所本庁舎の個別施設計画において、対象とする建物が新・市民プール、総合体育館に比べて決まっていなかったのは検討が遅れていたのではないかとということでございますけれども、12月15日に開催を予定しております公共施設再編に関する調査特別委員会での報告を予定しておりますが、これまでの計画の中では、本庁舎別館と保健所庁舎、それから水道局本庁舎を統合化するという方針で進めておりました。

今回の小樽市公共施設長寿命化計画を策定する中で、機能集約に伴う課題、それから世の中の変化といたしまして、自治体DX化の推進など、将来の変化に対応するための検討が必要という問題が改めて出てまいりまして、見直しを行うというようなことになりました。

これまでというところで考えますと、例えば、市役所にいらっしゃるお客様に対する対応ということで考えますと、ワンストップで手続きができるというのが一番のサービスという方向で考えておりましたものが、デジタル化を推進することで、逆に市役所に足を運ばずして手続きを行うことを目指すというように、当初想定していたものと庁舎に求められる機能、形といったようなものに変化が出てきているというような状況がございました。こうしたことを踏まえまして、機能を整理してから規模を決めるという必要が出てきたことから、今回、建て替えの対象施設を変更したということになりますので、総合体育館と新・市民プール、市役所本庁舎というところの中では、前提条件に違いがあったのかというふうに考えております。

○横尾委員

私もその辺は書庫の話を通して、ペーパーレスになるというお話もさせていただいて、今ある施設がそのままいくというわけではないですというお話もさせていただいたのですけれども、この検討に時間がかかるというところだったのだなというのを確認させていただきました。

次に、第1期で市役所本庁舎か総合体育館を建設するとして、10年後の第2期に人口だとか、財政状況を考えて、市役所本庁舎や総合体育館を間違いなく建てるができますかという質問をさせていただきました。その答弁としましては、本市の人口は減少傾向にあり、10年後の財政状況も不透明だと。でも、市民サービスに大きく関わる両施設は公共施設長寿命化計画において、整備の優先順位を高く位置づけているという答弁をいただきました。建物の現状から、両施設の建て替えは必要不可欠であると判断して、将来の財政負担と施設規模について見極めてまいりたいという答弁をいただきました。そこで考えたのが、小樽市公共施設再編計画、小樽市本庁舎長寿命化計画をつくって、公共施設を造ったときに、市民会館という大きな建物が第2期になっているという部分で、今回市民会館については、個別施設計画をつくらなくて、第1期で改修、第2期で建て替えとしたという話になっていまして、結局、今あるどちらかを選んで、次に大きい施設を進めるというふうになってしまうと、第2期にした市民会館を建て替えていくのは、すごく難しい話になってしまって、また計画の変更を余儀なくされるのかと感じたのですが、この辺の判断というか、市民会館が第2期という部分は今後また検討しなければならない、再検討しなければならない部分になっていくのか、どのように判断されるのか、お聞かせください。

○（財政）中津川主幹

まず市民会館の位置づけをもう一度確認させていただきたいのですけれども、市民会館につきましては、公共施

設長寿命化計画におきまして、今年で築58年の老朽施設であるということ。そして、耐震性能に課題があるということで、整備実施の優先順位は非常に高い施設だということで、位置づけてございます。

総合体育館と市役所本庁舎の整備時期について、15日に御議論していただきますけれども、公共施設長寿命化計画で第2期に計画を位置づけておりますが、確かにこれぐらいの規模になりますと、将来的な財政負担は、やはり今より当然大きくなることというのは見込まれると思います。現時点において、公共施設長寿命化計画の第2期計画以降の市民会館の整備方針を建て替えという形にしておりますけれども、実際、具体的な時期ですとか、内容は決まっていないということや、収支改善の見通しが10年後、20年後まで見通せていない状況の中では、やはり財政的な観点からの市民会館の建て替えの実現性については、今言えることは不透明であるとしかなわざるを得ないところはございます。

ただ、現時点におきましては、市民会館は本市にとって必要な施設であるという判断で、今年度を含めた5か年で改修を行いまして、建物の更新を行っていくという方向性を計画で示させていただいておりますので、第2期計画以降の整備方針を詰めていく中で、施設規模ですとか、機能をどうしていくのか、それから将来の財政負担について見極めていかなければいけませんし、公共施設長寿命化計画にも掲載しておりますけれども、社会情勢の変化に応じた見直しの検討も定期的実施していきたいというふうに考えてございます。

○横尾委員

今後また話はしていかなければならないのかと思うのですが、厳しい状況、大体両施設の長寿命化計画が見えてくると、具体的な話、その後には恐らく小樽市公共施設等総合管理計画の見直しも進んでくると思いますので、その辺がまた一つの起点になるかと思うのです。今両方が示されて、両方とも非常に重要な施設だというふうになったときの優先順位みたいなところも一緒に出てくるのかと思っていますので、その辺の確認をさせていただきました。

◎第3号ふ頭及び周辺再開発について

次は、第3号ふ頭についてお話しさせていただきたいと思います。

第3号ふ頭の関係ですけれども、実際、第3号ふ頭及び周辺再開発地区を今、具体的に再開発事業を検討して、推進してきたということで、第3号ふ頭及び周辺再開発計画に基づいて実施する事業については、長期的な計画も付随してありますので、実現可能かつ持続可能なものとしていくことが重要であるかということで、見解をお聞かせくださいと本質問させていただきましたが、長期的な取組であることから、ランニングコストを考慮するとともに、将来ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう事業を進めていくことが必要だという答弁をいただきました。

今後、周辺の計画、緑地だとか、様々なハード面も整えていくのかと思うのですが、その部分に関しても将来ニーズの変化に柔軟に対応できるようということで、例えば家と言えば、間仕切りを作らずに、後で壁や間仕切りを作って、柔軟に家庭の状況に合わせて作っていくというような自由度のある感じをイメージするのですが、今回、第3号ふ頭基部だとか周辺地区も整備していくと思うのですが、こういったある程度自由度があるように必要な部分だけとか、最小限の形で整備されていくのかどうか確認させてください。

○（産業港湾）港湾室主幹

まず私からは、代表質問にありました将来ニーズの変化にも柔軟に対応できるような事業を進めていくことが必要といった内容について御説明させていただきます。具体的には、現在の施設配置計画におきまして、34号上屋の土地に配置した観光船ターミナルを有した観光・商業施設の建設に当たっては、建設を実施する段階において、観光船の集約の効果ですとか、観光客の回遊性の変化、あとは北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の利活用の方針等も踏まえながら、必要な機能や規模を検討するなど、そのときのニーズにも柔軟に対応しながら事業を進めるということが必要と考えているものでございます。

○（産業港湾）港湾整備課長

緑地の話もありましたので、私からお答えさせていただきます。

緑地の整備につきましては、現在検討を進めているところでありますけれども、市民の利用や様々なイベントの利用をやすくするよう、親水空間とイベント空間の機能が発揮できるようなレイアウトを検討しているところがございます。

○横尾委員

もともと代表質問の答弁では、将来ニーズの変化にも柔軟に対応できるように事業を進めていくとあったのですが、今のお話だと、将来になったときにニーズに合わせてつくっていくというようなお話だったのですが、少しニュアンスが違うのかという。将来を見据えた上で、将来こういうニーズがあったとき、変化したときにも対応できるように整備していくという話なのか、将来になってからニーズに合わせて何かするという話なのかで、私のイメージが少し変わってくるのです。

私は答弁の中でいただいたのは、将来のニーズに変化があったとしても、それに対応できるような整備の仕方をすると捉えていたのですけれども、あくまでも将来になったとき、そのときのニーズに合わせて物をつくるというお話なのか、どちらなのか確認させてください。

○（産業港湾）港湾室主幹

将来ニーズの考え方ですけれども、今回34号上屋の跡地に観光・商業施設を建てる計画をしていましたが、今の段階で規模ですとか機能を確定してしまうのではなくて、建設の目途が立った時点で本当にここに何が必要なのかといった将来ニーズを踏まえながら進めていくことが必要だという趣旨での将来ニーズでございます。

○横尾委員

上屋の部分はそういった考え方だということでお聞きしました。

次に、マリン広場に建設を計画している観光・商業施設についてもお聞きしたのですけれども、観光・商業施設はどのような方をターゲットとしているのか聞かせていただきました。ターゲットについては、第3号ふ頭や周辺再開発が進むことにより増加が見込まれるこのエリアを訪れる観光客や市民などを想定しているということで、ここに来る方はそういう方だとは思いますが、ターゲットと言ったときに、どういう人に来てもらいたいかだとか、何とかというのがあると思うのですが、観光客や市民が来るのはある意味当たり前だろうと。でも、そういう人の中で、どういう人に来てもらいたいかと違ってターゲットを絞っていくのかと思ったのですが、こういった意味でのターゲットは何かありましたか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

横尾委員が御指摘のターゲットの考え方なのですけれども、ターゲットは市民、観光客ということなのですが、もう少し絞ってお答えいたしますと、まず隣接地に大型の駐車場が設置されますことから、自家用車ですとか、レンタカーで来訪する観光客をまず想定するというか、ターゲットになると。

また、今後、増加するクルーズ船の乗客、あるいは観光船を集約いたしますので、観光船の利用者。それから、先ほどの緑地でのイベントの来場者、こういった方を一つターゲットというか、集客を見込んでいるということです。

このほかに、市民の利用としまして、貸しホールの利用者、また近隣の企業などで働く方々、そういう意味ではターゲットというか、幅広い利用を想定しているという状況でございます。

○横尾委員

今は、どちらかというと絞ったコンセプトを持ったところが注目されるというか、あまりターゲットを広げ過ぎると飽きられてしまったり、ほかの施設と変わらなかったりだとかという部分があったので、確認させていただきました。やはりレンタカーとなると、飛行機で来て、そのままレンタカーを借りてくるような人たちというふう

なったりするので、また少しイメージが変わってくるのかと思ったので、絞っていただいたのは、より具体的にさせていただいたほうがいいかと思っていました。

今お話もあったのですけれども、市民ホールを使うということでありましたが、この市民ホールはどのように市民の方が使うことを想定しているのか、具体的な例があればお聞かせください。

○(産業港湾) 観光振興室丸田主幹

この観光・商業施設に設置を予定しております市民ホールをどのような方が使うのかという想定ですけれども、隣接地に駐車場を配置しており市民の皆様、各種団体が会合する、活動の場として利用をされることを想定しております。駐車場があることで利便性の高い施設になるのではないかと考えております。

また、海事機関、海事教育機関による各種会合ですとか、PR事業、リクルート事業などにも利用されるのではないかと考えております。海事関係機関に対して行ったヒアリングでは、9機関から年間50回程度の利用が見込まれているということも伺っております。

また、観光関連で言えば、現状観光関連の会議、行事なども多数開催しているところですので、そういった利用も見込んでいるという状況です。

○横尾委員

ちなみになのですけれども、市民ホールを使った方は駐車場が無料になるとかというようなことは考えていたかどうか、お聞かせください。

○(産業港湾) 観光振興室丸田主幹

小樽観光振興公社における事業計画では、そのように計画しております。

○横尾委員

ここの観光・商業施設の話で、売店の販売品目なども聞かせていただきましたけれども、現在の観光物産プラザの商品をベースとして近隣で働く方々の利用も考慮したコンビニ機能、あと地域の生産者と連携した農産品などの販売も計画していますということでありました。

コンビニは近くに多分あると思うのですけれども、コンビニ機能が本当に必要なのかどうなのかという部分がやはり私の中で少しあるのですが、距離だとか、そういった部分も含めて必要なのかということと、あと施設の機能、コンビニ機能だとかいろいろなもの売るだとかというのあるのですけれども、これは検討の余地はまだあるものなのか、確認させてください。

○(産業港湾) 観光振興室丸田主幹

公社で予定している物販エリアでのコンビニ機能でございますけれども、第3号ふ頭基部であるこのマリン広場の立地は、そもそも臨港地区ということがありまして、近隣に港湾関係の事業者、小樽地方合同庁舎などもございます。

コンビニ機能につきましては、近隣の港湾関係者の利便性を考慮したコンビニ的な商品のラインナップを想定して計画しているというふうに聞いておりまして、観光客にとってもコンビニ機能が必要にある場面も多いのではないかと考えております。

また、この具体的な物販エリアの中身につきましては、実際に施設をオープンして利用状況などを見て、拡充したり、もしくは減らしたり、そういったことは柔軟に対応できるのではないかと考えております。

○横尾委員

これは全部その後の話になってくるのですけれども、こうやって観光振興公社が出していただいた事業計画の内容を市も確認されているということだったのですが、繰越利益剰余金の掲載がされてないという話もさせていただきました。やはり心配なのは事業計画がそのとおりに進まないで悪化した場合どうなるのだという話もさせていただきましたけれども、公社で経営改善の取組を進めているということと、この周辺再開発を契機に公社が観光駐車

場と観光・商業施設の管理運営を進めることによって収支が改善され、安定的な経営が図られていくものと期待しているということだったのですが、こういった計画が本当にそのまま進むのか、進まなかった場合どうするのだというのを聞きたかったのです。これについては、もし計画どおりいかなかった場合、市の負担は出てくるのかどうなのかを聞かせていただければと思います。

○(産業港湾) 観光振興室丸田主幹

今の御質問は、財政が悪化した際に市から財政援助するのかどうかということでございますけれども、公社の財政が悪化した場合でありまして基本的に市が財政援助することはないと考えております。

ただし、本会議の答弁でもさせていただきましたけれども、経営状況が悪化する前に市として、様々な助言や提案など適切に関与していきたいというふうに考えております。

○横尾委員

今も答弁いただきましたけれども、公社に対して健全な経営が維持されるよう常に経営状況等を把握し、新たな市の財政負担が生じないよう適切な管理を行ってまいりますという答弁をいただいています。

経営状況は常に把握されているのかということをもう一回確認させていただいていいですか。

○(産業港湾) 観光振興室丸田主幹

現在の公社の経営状況につきましては、市として常に把握しているところであります。

また、地方自治法の規定に基づきまして、議会の皆様にも経営状況等を説明する書類の提出にて御報告をさせていただいているところです。

公社の経営状況の現状把握ということですが、現在の公社は観光船事業におきまして、慢性的な収支不足が生じておりまして、また、現下のコロナ禍の影響も受けまして経営状況は大変厳しい状況であるというふうに認識しております。

○横尾委員

そこで私の不安を払拭するために必要なことなのですが、今まで赤字体質だったというのがあったのですが、今までも経営状況を把握していました。適切な関与ができていなかったのか、それなりの対応ができなかったのか、なぜできなかったものがこれからできるのかという部分は漠然とした不安というか、疑問です。

では、今までは経営状況を把握していたにもかかわらず、市としてなかなか難しかった赤字体質を変えることができなかったという部分は何か、理由があればお聞かせください。

○(産業港湾) 観光振興室丸田主幹

公社の経営状況でありますけれども、累積赤字を令和2年末で1億1,000万円ほど計上しております。これにつきましては、過去に、平成15年にクリスタル・オブ・ザ・シーという観光船の売却のときに特別損失を計上しておりまして、以来こういった累積赤字を抱えている状況であります。

それ以来、市としてもいろいろ適切な関与を行ってきておりまして、99%の株式を出資する第三セクターでありますので、市が取締役会長として経営に参画して、これまでも公社の取締役会などにおきまして、必要に応じて経営改善につながる助言や提案などを行っております。

また、今年度になりまして、経営陣を刷新いたしまして、現在の経営陣となつてからは営業強化などにも取り組んでいただいておりますし、市としても経営者側と意見交換の場を設けまして、経営状況の分析、対応策なども協議をしているという状況であります。

公社の経営状況は現在、大変厳しい状況でありますけれども、今後とも引き続き市の財政負担にならないような形で関与してまいりたいというふうに思っております。

○横尾委員

公社の経営状況を改善するためによく取る方法としては、減資をして増資をするというのがよくあるというふう

になっていますけれども、もし公社が減資をしたり、減資をしてその後に負債をなくして次、増資するのがよく会社であるというふうな話があるのですが、減資や増資をした場合、市への影響は、どういうふうになるのかを少しお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

減資、増資の話でありますけれども、過去にも減資を行ってきております。この場合、地方公共団体が行った出資が毀損するという状況であります。逆に言えば、公社と市は、独立した法人でありますので、出資を行った以上に市の財産を毀損するというような財政負担が生じることがないという特性を有しているということで、これは総務省の第三セクター等の経営健全化等に関する指針にもありますけれども、こういった法人が独立しているのだという特性を生かしながら、公と民の役割やリスクの分担の考え方と公的支援としての意義の双方を勘案して出資の是非、規模等を判断することが必要だということでありまして、今、増資、減資の話は具体的にはございませんが、そういった話がもしあれば、総務省の健全化の指針なども参考にしながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○横尾委員

経営状況を改善するための減資、増資は、今の段階ではないということで確認させていただいていいですか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

具体的な相談はございません。

○横尾委員

市で投資したというか、増資したときのお金ですから、その分はもう使うという形で減資するのは、そこは双方の話合いなのかという部分はあるのですが、99%出資している市として減資する場合とかはどのように関わるのか、公社のだから公社が勝手に決めるという話なのか、99%出資している市はどういった形で関与するのか。減資と増資の場合の例えというか、例を出していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

株式会社が増資または減資をするといった場合には、会社法に基づきまして取締役会議を経て株主総会、この場合ですと臨時の株主総会になるかと思っておりますけれども、そういった所定の手続が必要になります。こうしたところで株主として、市として議決権を行使できるといいますか、そういった関与をすることができますし、また、前段の取締役会議におきましても市長が参画しておりますので、市の意向は反映させられているのではないかと考えております。

第三セクターへの出資につきましては、出資する場合には議会の議決が必要になりますけれども、減資をする場合につきましては議会の承認は特段必要ではございませんが、今後そのようなことが、仮にある場合につきましては、議会の皆様に適宜報告するなどということはさせていただきたいというふうに考えております。

○横尾委員

ちなみになのですが、ほかの市で第三セクターへの減資を認める場合に、外部の専門機関というか、その相談する機関、税理士だとかが集まったものをつくって、そこで諮問という形になるのかどうか分からないのですが、意見をいただいた上で判断するというようなのですが、もし公社が減資するといった場合に、そういった経営のことというか、判断をする際に小樽市が相談する、協議するような機関はあるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

公社におきまして、そのような第三者機能的なものを設けるかということにつきましては、特別な規定はございませんけれども、公社におきまして顧問司法書士ですとか、顧問税理士などはおりますので、必要に応じて、そういったことについては助言なり、アドバイスなりをいただく、そういったことで最終的には取締役会などで決定していくということになるかと思っております。

○横尾委員

今のは公社の話だと思うのですが、株主である市としての判断をするときに、今回事業計画の内容も経営をどういうふうにしていくかを読み取るのもなかなか大変だとは思いますが、そういった株主の市として判断する際に相談する機関、意見をいただく機関みたいなのはあるかないか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

今のところはそういった機関はございません。

○横尾委員

そういった際にはしっかりやっていただかないと私たちも不安がありますので、お願いしたいと思います。

◎財政問題について

最後、財政問題について代表質問でさせていただいたのですが、公共賃貸住宅長寿命化計画だとか、学校施設長寿命化計画だとか、公共施設長寿命化計画など、様々出ているのですが、今後40年の中期での計画が出ています。人口も30年後には5万2,475人、40年後には3万8,414人と減っていくという中で、では、財政はどの部分だという部分をやはり聞きたかったということで聞かせていただいたのです。

何となく減るのは分かるのですが、例えば、同規模の市町村を見れば大体の財政規模が分かるのかどうかという部分も、実際にこの計画を当ててみる、歳出は分かるが、では歳入どうなのだ、どれぐらいあるから、どれぐらい大変なのだというのが全く見えないですし、全く見えないというか当てるものがないですし、せっかく立てた、何個もある長寿命化計画を実際に反映させた長期的な財政計画というか、収支の状況が見えるようなものがあつたほうが、よりいいのかと考えています。市民にも、やはりそこら辺をよりよく理解していただかないと今後、人口は減ってきます、人口が減っていくからどうなのだとしたときに、歳入だって実はこれぐらい減ってしまうよというようなものがあつて、では実際施設を維持していくのにこれぐらいかかってくるのだ、全然足りないよねというような、私の中では危機感がすごいあるのです。しかし、具体的にそれが示されたものがないという部分で、こういった長期的な財政の状況が分かる、市民にもしっかり理解していただく、その上で公共施設なんなりが、こういった形が望ましいのかを、何となくでもイメージしていただけるような資料が今後必要ではないかと私は考えているのです。

最後に、こういった様々な計画を合わせて反映させたようなものをつくる必要があるのではないかと。そして、市民にもしっかり理解していただく必要があるのではないかなど。私はそれをもって、20年後、30年度、40年後と人口が出されている中で、小樽市の財政はどうなっていくのかというのをしっかり数字で見えるような形にしたいと思うのですが、こういったものを作成するのはどうかというふうに思っており、私はつくっていただきたいと思うのですが、それについて見解をお聞かせください。

○（財政）尾作主幹

今、横尾委員から御質問がありましたように、例えば学校施設長寿命化計画ですとか公共賃貸住宅長寿命化計画、公共施設長寿命化計画など、市で様々な計画を持っておりまして、それを全て反映させた長期の財政計画は、現在、持ち合わせておりません。その理由としましては、長期にわたる見通しにつきましては、まず歳出は、計画などから一定程度、事業費の想定を積み上げることができますが、歳入につきましては建設事業にありましても、その機能や目的によって活用可能な財源が変わります。また、地方交付税などの一般財源収入は期間が長くなるほど不透明な状況になることから、現状では数値的にお示しすることは難しいと考えております。

また、人口減少が進みますと歳入におきましては、市税や交付税などの一般財源収入の減少が見込まれる一方で、歳出においては人口減少が進みましても、行政区域、面積は変わらない形になります。また、本市の場合、山坂が多く横に長い行政区域となっていることで、多額の一般財源を必要とする、例えば除雪費などは、人口減少の割合と同じように減少しない可能性がある要素の一つかというふうに考えております。

そのため、現在、長期の数値的な見通しはお示しできないのですけれども、将来、歳出があまり落ちないことも想定しながら、今から、ふるさと納税や企業立地による歳入増の取組、または、さらなる事業の厳選ですとか、今後、業務の効率化によって行政コストの縮減の取組を推進して収支改善を図っていきながら将来に備えておく必要があると考えております。

○横尾委員

しっかりそうやって言っていただけると何となくそのまま続くのかなど、いい方向に続くのか、何とかやってくれるのかと思うのですけれども、私としては、日本の中でもかなり高齢化、人口減少が進んでいるまちで、日本で一番早く手を打っていかねばならないのかという危機感でおりますので、そこが市民の方とも共有、また、市職員とも共有できるようなものがぜひ頂ければと思っていますので、よろしくをお願いします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○中村（誠吾）委員

◎市民サービスと市役所窓口の改善について

私からは市民サービスと市役所窓口の改善ということで質問させていただきます。

国が力を入れて推し進めていますし、地方行政デジタル化はもう後戻りできないレベルに来ています。そこで、小樽市としてもやはり計画的に進めていく必要があると考えますが、それは小樽市にとってもメリットがあると私は考えるからです。ただ、市民がメリットを実感できるかどうかは、小樽市の実力が試されるものと考えます。

そこで、行政手続のデジタル化の前提となるのは、私は何度も聞いてきたのですが、まずは押印廃止の話なのです。一昨年、昨年の第4回定例会の一般質問において質問させていただいたのですけれども、昨年の答弁ですと、「今後、国から押印廃止に関するガイドラインが発出される予定であると聞いておりますので、これらに基づき対象となる手続の洗い出しや押印の必要性、法令上の根拠等を精査し、可能なものは廃止できるよう全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。」とのことでした。回答をいただいたのです。

そこで質問なのですけれども、小樽市においてはどのくらいの申請書や届出書などで押印廃止を行うことができましたか。

また、押印を廃止しなかったものの主な理由をお聞かせください。

○（総務）総務課長

小樽市におきましては本年9月1日付で押印の見直しを行いました。その件数と割合について説明をさせていただきます。

まず見直し時点における検討対象、具体的な内容といたしましては、申請書などで押印を求める形となっていた様式等の件数が2,227件、そのうち廃止したものが1,298件ですので、廃止した割合は約58.3%になります。

押印を廃止しなかったものの主な理由ですが、件数が多いものとしてしましては、会計事務関連書類、これは主に請求書となりますが、押印以外の方法で請求者の意思を確認するのが難しいといったようなことで今回につきましては廃止対象外といたしました。

そのほかのものとしてしましては、契約書など地方自治法により記名押印が義務づけられているものや、印鑑登録証明書の提出を求めているもの、署名に代えることができない法人印などを対象外としております。

○中村（誠吾）委員

次に、行政手続における市民のメリットを実感してもらえるためにも、窓口の改革を行うことが必要だと思っています。それで、小樽市は窓口として三つのサービスセンターを持っているのです。先ほどもありましたが、小樽市が東西に長い地理的特徴を持つために、この地域性を考慮して塩谷、銭函のサービスセンター、そして駅前市の利便性を生かした駅前サービスセンターとなっていて、位置づけはそれぞれ違うのです。

そこで私が聞きたいのは、位置づけは違うのだけれども、サービスセンターの利便性について、さきの定例会で配られた事務執行状況を通して、小樽市はどのようにサービスセンターの利便性について分析しているのか聞きたいのです。

それで調べました。10年前の平成22年度事務執行状況と令和2年度事務執行状況を見てみました。まず、目についたのは、証明交付等事務についてなのです。平成22年度の件数なのだけれども、戸籍住民課が12万4,681件、駅前サービスセンターが1万2,761件、銭函サービスセンターが7,076件、塩谷サービスセンターが2,203件だったのです。一方で、令和2年度です。戸籍住民課が10万597件、駅前サービスセンターが1万5,046件、銭函サービスセンターが1万1,155件、塩谷サービスセンターが1万314件だったのです。

これが何かというと質問なのです。全体の事務件数が減る中で、塩谷サービスセンターは5倍に弱増えているのです。銭函サービスセンターも約1.5倍に増えているのです。また、駅前サービスセンターも少ないながら増えているのです。人口は減っているのです。この理由についてどう分析していますか。

○（生活環境）戸籍住民課長

この10年でサービスセンターの証明交付等事務の取扱いが増えている理由ですけれども、平成29年2月から本庁の戸籍住民課における事務の負担軽減と平準化を目的に、本庁で処理していた証明交付等事務、具体的に申しますと、庁内や警察などからの公用請求になりますが、これらの一部をサービスセンターで取り扱うようにしたためサービスセンターの事務量が増えております。

○中村（誠吾）委員

次に、住民基本台帳事務です。平成22年度の件数では、戸籍住民課が3万911件、駅前サービスセンターが845件、銭函サービスセンターが733件、塩谷サービスセンターが87件でした。一方で、令和2年度は、戸籍住民課が2万9,821件、駅前サービスセンターが609件、銭函サービスセンターが586件、塩谷サービスセンターが74件とこちらは特に変化はなくて、全体的に落ち着いているのです。

それで、今、戸籍住民課長が答えたけれども、住民基本台帳事務が、証明交付等事務に比べて、サービスセンターの利用率が先ほど言ったのと比べると極端に低い。この理由についてお聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

住民基本台帳事務は、転入・転出・転居や出生・死亡・婚姻などの手続のことであり、これらの手続自体は各サービスセンターでもできますが、これらに伴って、本庁の各部署で行わなければならない手続があります。そのため、多くの方は本庁の戸籍住民課で手続されるため、各サービスセンターの取扱いが少なくなっているものと考えております。

○中村（誠吾）委員

そうですね。そこから出てくるのは結局、様々な手続がほかにもあるからなのです。

銭函サービスセンターと塩谷サービスセンターを利用している市民から見れば、交通費と移動時間をかけてわざわざ市役所に来るわけです。私は、それを解決する手段があってもいいのではないのかと思っています。つまり、デジタル化によって様々な手続が市役所以外でも行うことが可能になっているのです。そうすると、市役所ではなくて、サービスセンターで様々な手続が完結できるようにしてもらいたいのです。

それで、国のことを言うと、もっと先を見詰めていて、はっきり言って様々な手続をスマートフォンで完結させ

るぐらいの勢いのことを言っていますが、高齢者が多い小樽市の特性を考えれば、早々うまくいかないのです。

それでサービスセンターの役割が大事になると思います。そのためにもデジタル化をさらに活用した市役所の手続の改革が必要だと考えているのですけれども、例えば、現在、私たちはオンライン会議を日常的に行っています。そうすると、先ほど戸籍住民課長も言ったとおり、なぜこちらに来るのかといったら児童扶養手当の更新手続などは面談が必要な手続なのです。それについてはオンライン会議システムを利用して、サービスセンターで行えないのか。このようなことは、私は可能なのではないのかとと思っているのです。いつもやれと言っても、できるとは言わない、でも可能だと思っています。この点についてはどう考えますか。

○（総務）木島主幹

今、中村誠吾委員がおっしゃっているようなオンライン会議システムを使ってやるというのは、技術的には当然可能にはなっております。なっているのですけれども、今、各職場でオンライン会議ができるものが常設とはなっておりませんし、自席でもできません。なので、すぐということでは、なかなか難しいのかと考えております。

○中村（誠吾）委員

それもある意味、納得しました。

それで、もう一つ、3サービスセンターの性格が違うと言ったのは、ここなのです。駅前サービスセンターなのですけれども、それほど市役所と距離があるわけではないです。小樽駅を利用する人にとっては利便性があると思っています。そして、小樽駅を利用する私ももちろん、利用しますけれども、常々思っていたのですが、小樽市役所と同じ窓口業務時間でいいのだろうかと思っています。小樽駅を日常利用する市民といえば、多くが通勤客です。大事な小樽市民です。通勤客はサービスセンターが17時20分で終わってしまうために、いろいろな段取りができないのです。有給を1時間もらって、これなら間に合うかなと。17時20分では、限度を超えているのです。だから、仕事帰りに利用することができません。それで、札幌市は皆さん知っているとおり、大通証明サービスコーナーがあり、平日は20時までやっています。土日も受付を行っています。

それで質問です。まず、現在、駅前サービスセンターの窓口業務時間が本庁と同じ窓口業務時間について、どのような認識を持っていますか。

○（生活環境）戸籍住民課長

駅前サービスセンターの窓口業務時間についてですが、過去に試行として駅前サービスセンターの窓口の開設を毎週木曜日は午後7時まで延長したことがありますが、来庁者が伸びず、期待した市民サービスの効果が得られなかったと聞いております。

このことを踏まえますと駅前サービスセンターの窓口業務時間の延長に対する市民ニーズは高くないものと考えており、駅前サービスセンターの窓口業務時間を延長することは考えておりませんが、現在、窓口業務時間以外に住民票などの証明書の交付を求める方は、電話で予約をいただいた後になります。夜間や休日に本庁の当直室で受け取るサービスがありますので、こちらを御利用いただきたいと思います。

○中村（誠吾）委員

まずはその回答は、今日の時点ではそうお聞きします。

これからどんどん行政手続のデジタル化が進むわけですから、私は市役所の窓口でできるサービスも、市民のためですから、経費や効率のことは分かっていますけれども、ぜひ真剣に取り組んでいただければありがたいと思っていますので、私の質問は終わります。

○林下委員

◎並行在来線の地域交通の在り方について

それでは、並行在来線の地域交通の在り方について御質問させていただきます。

この問題は会派代表質問でも取り上げられておりますし、市長からも答弁をいただいておりますが、私も日本国鉄に採用されて以来、バス転換や第三セクター鉄道への移管など多くを経験し、そして、職員として翻弄されてきました。また、当事者としては、転勤が伴ったり、組合役員として交渉に携わり、退職後も様々な方々から助言を求められるなど、交通政策に携わってきたと自負しております。

そうした私の経験を踏まえて、この間の市長の議会での答弁、あるいは市民との意見交換の場での答えも含めて、担当者も含めて、大変扱いに苦悩しているのではないかと私なりに受け止めまして、参考になるかどうかは分かりませんが、幾つかの質問や提言をさせていただきたいと思っています。

J R北海道におけるこの問題の歴史的経過を振り返りますと、地域の理解をいただき、バス転換などに移管するまでには、少なくとも数年間、地元との議論を重ね、場合によっては10年近くも時間をかけて理解をいただく、そういう事情までありました。これが実態であったと私は思っています。

道が、今年になってから並行在来線に対する3案を示して、年内に結論を求めるとするのは、あまりにも唐突で本当に理事者も含めて判断を誤らせるような非常に危険なやり方だと私は思っています。問題は2030年の開業までに結論は出さなければならない。もちろん私の経験からいっても、それまでにやらなければならないことはたくさんあると思いますけれども、なぜ年内なのか。やはり私はいまだに理解はできません。その点、担当者としてどのように受け止めているのか、お答え願いたいと思います。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

北海道新幹線並行在来線対策協議会では、もともと地域交通の確保方策の決定時期を開業5年前までとしておりましたが、各沿線自治体から議論を早めてほしいとの意見があったことを受けてスケジュールが早まったので、おおむねのスケジュール感としては、協議会の後志ブロックの総意だというふうに認識しております。

なお、スケジュールの中で年内に行うとしているのは、方向性の確認でありまして、地域交通の確保方策を決めるのは令和4年の早いうちとしております。

いずれにしましても、当初の予定よりも大分早まっておりますけれども、この並行在来線の存廃が倶知安駅周辺の整備に影響するほか、第三セクター鉄道やバス転換の前例を見ましても、方向性が決まってから具体的な検討や調整に時間を要するからだというふうに理解しております。

ただ、本市としましては、さらに議論深める必要があると考えておりますので、あまりに長くは伸ばせないと思いますけれども、年内に結論を出すことは難しいと考えております。

○林下委員

私は深名線という線区の廃止に組合役員としてお別れ会に参加をいたしました。これまで地域と交渉に当たってきた会社の幹部の方が、時代の流れとはいえ大変残念だと、こんな苦しい決断は二度としたくないと。当時の社長は、警察から防弾チョッキを着用してセレモニーに出席するよう求められたというお話があったことを私は今でも鮮明に記憶しております。

その後、J R北海道バスへ転換して当時の会社幹部は、深名線は利用者が非常に少ないのに我々が考えていた以上に鉄道に対する思いが強かった。過疎化している地域を見捨てないでほしいという住民の悲痛な訴えに応えなければ、鉄道を廃止した分だけ地域住民を敵に回してしまうという危機感からローカル線を維持するために、今、四国で実用化されているDMVを開発するきっかけになりました。しかし、この対策を講じる間もなくJ R北海道は赤字が拡大し、事故や様々な要因が重なって、皆さんが今見ているJ R北海道の現状を招いています。

私は、J R北海道の廃止の経過と並行在来線の協議は性格が違うものとはいえ、道は3案を示しただけで、それぞれの負担額も、経営主体としての責任範囲も不明確で、経営主体としても負担も示されていないと思っています。関係自治体に判断を求めること自体、こうした状態では無理があるのではないかと思います。小樽市として今後どのような方針で話し合いを進めていくお考えなのか、お示してください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

各自治体の負担額のことと本市の判断に向けた進め方ということでお答えをさせていただきます。

各自治体の負担額が決まっていれば判断材料としては、より明確になると思いますけれども、北海道からは、まずは地域負担の全体を基に三つの案のいずれとするかの方向性を決めまして、それから負担割合の議論だというふうに考え方を聞いております。

これはどんな要素を基に負担割合を決めるかというのも難しい問題でして、また、どの案になるかによってそれが変わってくるという部分もありますので、本市としましてもこの進め方を理解しておりまして、地域の負担額全体と、そこから想定される各自治体の負担の大体の規模感、こういったものを基に三つの案のいずれとすべきか、これを判断せざるを得ないというふうに考えております。

なお、11月の第10回後志ブロック会議で、市長から各自治体がどれくらい負担するのかの議論に向けた準備を求めたところでありまして、今後、何らかの考え方は示してもらえるものというふうに考えております。

また、市民向けの意見交換会でもありました、国の支援の可能性なども協議会の中で示すように求めていくほか、年明けにも市長と余市町長との話合いの場を持ちたいと考えておりますので、それらの結果も判断材料として、本市としての方針を決めていきたいと考えております。

○林下委員

今の御答弁で、私は、直近の第三セクターに移行した事例を見ますと、例えば、市は何としても貨物ルートを残さなければならないということで、かなりの、私の記憶では8割の財政負担をして、さらに貨物ルートを確保したということで、JR貨物も相当な負担をして、いわゆる三セクに移行していくということがあったわけですが、けれども、今回の場合は貨物は走らないわけですから、全然、経営の土台がまず違っているのです。

そうした中で、やはり本当は、北海道がこれだけ負担するから、道が負担するというのは、つまり国が支援するという前提だと思うのですが、やはり、そこを曖昧にして、どの道を選択するのかを先に求めるのは、何か誠意がないのではないかと私は思うのです。新幹線・まちづくり推進室長は実際に何回か交渉されて、その点はどういうふうに受け止めているのか、少し考え方だけお示しください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長

道との協議についてなのですが、やはり私からは、北海道に負担額を出してほしい、そういうようなお話は何回かしたことがあります。ただ、北海道といたしましても、いろいろなケースがある。例えば、9市町村均等割のケースでありますとか、延長の割り方の在り方ですとか、バス転換になったときはそれぞれの負担の割り方とか、そういったケースもありますのでなかなか出すのが難しいと。そういった観点もありますので、地域全体として公共が負担しなければならない額というものをまず示して、それを公共が負担すべきかどうか、そういった大きな視点でまずは考えたいというお話でしたので、これはやむを得ないものかと考えておりまして、この中で判断はしていきたいと考えてございます。

○林下委員

別の問題もありますから、あまりこの問題の議論をするつもりはないのですが、やはり私は、いわゆる経営主体となる道がそういう判断では、やはり地域を説得するという根拠にはかなり乏しいのではないかと私は思います。

それで次の質問に移りますけれども、一昨日の代表質問でも余市一小樽間の鉄道を存続させる場合、余市町がバスターミナル機能をもって鉄道に利用者を誘導するという提案がありました。これは、この間、多くの学識経験者といった人たちが、行政として、そういう政策的な誘導をしなければ駄目だということを言っているのですが、私は、もう今やそういうことをしなければ、公共交通は今までのような競争原理だとか、経済理論だけではその使命を果たすことはもうできなくなっていると思っております。

やはりそういうことで、本当に鉄道も、バスも、生き残っていくためには、役割分担というか、そういうものをきちんと明確にして、政策的に誘導していかなければ非常に難しい時代になっているということ、ぜひ入れ替えをしていただきたいなど。常識的に考えて、例えば札幌市などは、郊外の広い地域からバスで地下鉄駅、JR駅に全部バス輸送を集中しているのです。それは、どこでも大都市では、もう当たり前に行われているのです。例えば鉄道と並行してバス路線というのは多いのですけれども、意外と便数が多いのです。ところが、鉄道がなくなると必然的にももちろん利用者が減りますから、バスも結局どんどん減便して、やがて町営バスとか、そういうことをしなければならなくなっているのが、今までの経験上、言えることであります。

小樽市は、北後志の中心都市として、やはりこれまでも、例えば積丹線のバスを維持するために、いろいろ役割を果たしてきたと思いますけれども、公共交通を確保するという立場では、こういった役割分担とかを小樽市として主導していく。例えば余市町との協議の場でも、やはりそういう政策的な誘導をしなければ生き残れないということ、理解してもらう必要があるのではないかと思うのですけれども、その点についてはどうお考えですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

小樽市が広域的な視点を持って余市—小樽間の協議をリードしていくべきではという御質問かと思えます。

本市は北後志の中心地としての役割もございまして、並行在来線の議論においては、本市は対策協議会の一構成員だというのが基本的な立場でありまして、その中で余市—小樽間の持続可能な地域交通の確保に向けてしっかりと今後の協議に臨んでいきたいと思っております。

なお、北後志全体など広域の公共交通の維持確保に関しましては、並行在来線の議論を踏まえながら北海道が主体となって議論を進めていくべきものと考えております。

○林下委員

そうしたら、余市—小樽間の存続を検討される場合、市長がお示しになっているように多額の初期投資や単年度収支が見込まれる赤字を、市民に理解されるのかということ、非常に悩みになっていると思えますけれども、やはり2,000人を超える利用者がいるということは、私は例えば、ほかの地域でもっともっと利用者が少なく、維持困難線区としてJR北海道が公表している線区でも、まだまだ利用者が少ないところがたくさんあるのです。だから、これは小樽市の政策としても、やはり人口減少を見込んで、それに耐えられる観光施策とか、いろいろなことに手を打っていかねばならないと私は思っているのです。

そのために、理事者がどんな提案ができるのか、その点についても少しお考えを示していただきたいと思えます。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

観光客の利用促進の観点でございまして、これは協議会の中で利用者数の推計と収支予測に観光客の利用が促進されるということを既に織り込んでおりまして、収支の改善効果も限定的であるということが見えております。

こういった観光客誘致の観点も大変重要なことだと思うのですけれども、協議会では観光客については一定程度既に協議済みであるという認識ですので、鉄道かバスかの方向性を決めようとしている現段階では、それは重要な課題という形で議論には、なかなか進まないのかと考えており、地域交通の確保の方策を決めてから、またそれが鉄道であれ、バスであれ、利用促進に努めていくということが次の段階の具体的な検討課題として上がってくるものと考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。